

NPOとの協働推進ガイドライン

～行政職員のためのNPOとの協働推進の手引き～

平成18年3月

和歌山県

目 次

第1章	NPOとはどのような組織か？	3
1	NPOとは？	3
2	NPO法人とは？	4
(1)	NPO法人制度が成立した経緯	4
(2)	NPO法（特定非営利活動促進法）の特徴	4
3	NPOについて	5
(1)	NPOの活動内容	5
(2)	NPOの組織構成	6
(3)	NPOの財源構成	7
第2章	なぜNPOとの協働を推進するのか？	9
1	協働とは	9
2	なぜ協働を推進する必要があるのか？	9
(1)	協働が求められる背景	9
(2)	NPOとの協働を推進していく必要性	11
(3)	NPOとの協働がもたらす効果	12
第3章	効果的な協働を推進するために	13
1	協働をはじめる前に	13
(1)	相互理解と尊重	13
(2)	行政システムの見直し	14
2	協働の手順	15
3	協働の手順における留意点	16
(1)	協働事業の検討	16
(2)	協働形態の検討	17
(3)	協働段階の検討	19
(4)	選定方法の検討	19
(5)	事業実施	22
(6)	事業評価	24
第4章	今後より良い協働関係を構築するために	25
(参考資料)	28 (1) — 1 和歌山県におけるNPOとの協働の事例	28
(1) — 2	庁内に広がるNPOとの協働の事例	30
(2) — 1	平成17年度和歌山県におけるNPOとの協働の現状	36
(2) — 2	和歌山県において今後NPOとの協働を検討していく事業（平成18年度以降）	44
(3)	協働において想定される各種様式	52
(3) — 1	委託契約書（例）	52
(3) — 2	業務委託仕様書	55
(3) — 3	事業協定書	56
(3) — 4	『わかやまNPO協働モデル事業』募集要項	57
(3) — 5	『わかやまNPO協働モデル事業』選定要項	63
(3) — 6	『わかやまNPO協働モデル事業』選定委員公募要領	65
(4)	和歌山県のNPO法人一覧表	66

県民が「主役」の和歌山県に向けて

変革の時代。民間企業はバブル崩壊後、厳しいリストラを断行し息を吹き返しつつあります。国、地方自治体も税収の減少と巨額の累積債務を抱え抜本的な行財政改革を迫られています。一方、平成7年1月の阪神・淡路大震災では、NPOのめざましい働きがありました。平成10年には特定非営利活動促進法が成立し、本県においてもNPOの自主的な活動が様々な分野で生まれています。

今、少子高齢化対策、雇用確保、環境対策など行政に求められる課題は複雑多様化していますが、行政がすべての住民ニーズに応えることは、現在の財政構造を前提にすれば不可能です。新しい公共は、県民参画による、NPOを行政のパートナーとして協働を進めることにより可能となります。そのために、行政職員は今までの仕事の仕方をリセットし、行政の守備範囲を見直すことから始めようではありませんか。本県には農山漁村を中心に地域コミュニティーが維持されている部分があります。地域にある人的資源や組織を活用して、大都市とは違う「協働」が見つかるはずです。

「協働」の現場は相互理解に大きな労力が必要になりますが、それに携わる職員一人一人がNPOと協力して、県民のために努力する意識を持つことが肝要です。

本県における協働を推進するためのガイドラインを作成しました。基本的な考え方を整理していますが、実際の協働に当たっては試行錯誤を続けながら、理想的な形を求めていかなければなりません。今後も行政とNPO双方からの意見を取り入れ、よりよいものに改善して参りますのでご協力をお願いします。

和歌山県NPO推進庁内連絡協議会

会長 副知事 小佐田 昌計

NPO との協働推進ガイドライン

第1章 NPOとはどのような組織か？

NPOといっても、皆さんの中には『そもそもNPOとは何か？』といったふうに、NPOとはどのような組織だろうと思っている方もいるかもしれません。

この章ではそもそもNPOとはどのような組織で、どのような特徴をもっているのかについて、基本的な事項を説明します。

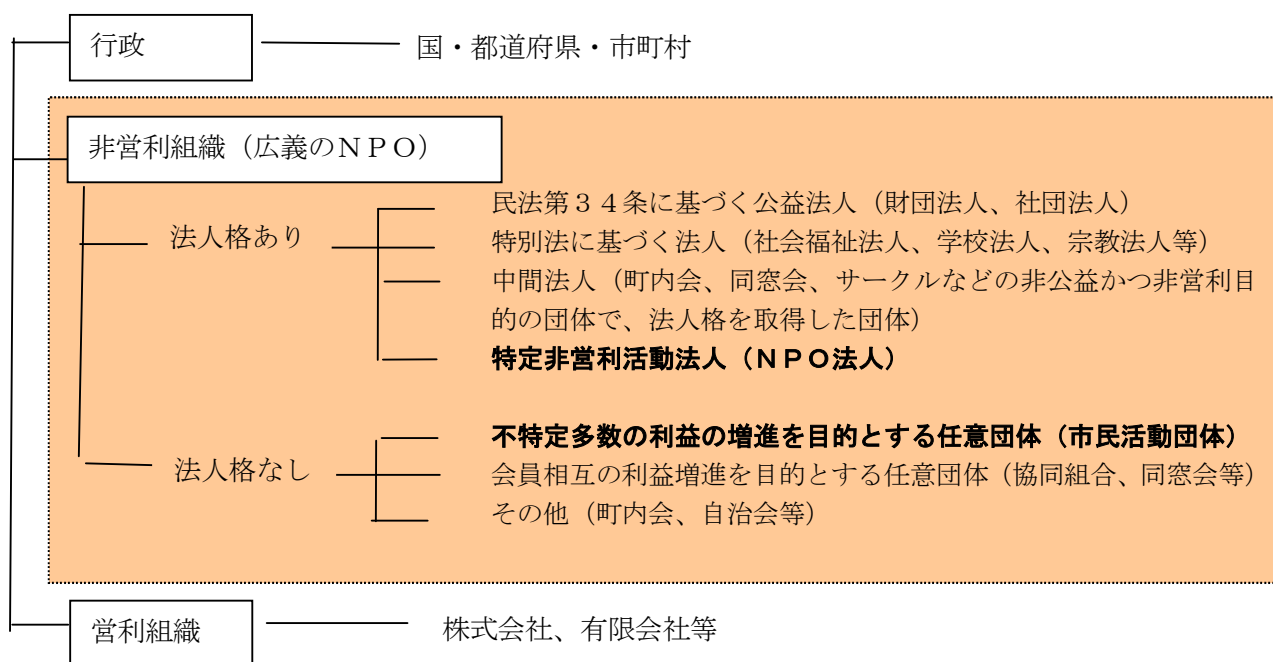
1 NPOとは？

NPOとは、Nonprofit Organization（非営利組織）の略で、一般的には「営利を目的としない民間組織」といわれています。

「営利を目的としない民間組織」ということなら、『財団法人や社会福祉法人なども営利を目的としない民間組織ではないか？』といったふうに、皆さんの頭の中では色々な組織を思い浮かべるかもしれません。

それではNPOとは一体、どのような範囲の非営利組織をいうのでしょうか？

下記の図を参照ください。



確かに広い範囲で民間の非営利組織を捉えますと、上記図の非営利組織に記載されている団体のすべてがNPOといえます。（広義のNPO）

しかしながら、現在、全国の自治体等で進められている「NPOとの協働」のNPOの範囲は、上記図の太字の部分、すなわち、**特定非営利活動法人（NPO法人）**及び**不特定多数の利益の増進を目的とする任意団体（市民活動団体）**の部分のことを指します。（狭義のNPO）

この範囲の考え方は、「非営利かつ公共的利益の領域において、市民が主体となって、自発的に社会的課題を解決することを目的として設立した団体で、組織的には、おもにボランティアな力（ボランティア、寄附）を運営の基本に備えた継続性のある組織体」という視点からです。

■ NPO法人だけがNPOではない

まず初めに気を付けて欲しいことは、

狭義のNPOの範囲においても、NPO法人だけがNPOではなく、いわゆる任意の団体（ボランティアグループ、市民活動団体）もNPOに含まれている、ということです。

和歌山県内をはじめとして、全国には団体自らの方針で法人格を取得できる団体であっても、あえて法人格を取得せずに活躍しているNPOは多数存在し、既に行政との協働を数多くおこなっています。

県全体の姿勢として大事なものは、契約を締結しやすくするために安易に法人格の取得を促したり、また、協働の相手方をNPO法人だけに限定するのではなく、団体の活動している内容から判断して、最良のパートナーを選定することを心掛けることです。

2 NPO法人とは？

NPO法人だけがNPOではないということを述べましたが、それではそもそもNPO法人とはどのような法人なのでしょう？

NPO法人を理解するためにはまず、その法人制度が制定された経緯を知る必要があります。

(1) NPO法人制度が成立した経緯

皆さんも、阪神淡路大震災、ナホトカ号重油流出事故において、ボランティア、NPOがめざましい活躍をしたことはよくご存じだと思います。

しかしながら、当時、そういったNPOが法人格を取得したいと思っても、なかなか法人格を取得できない状況がありました。そのため震災後、『自発的な市民活動をおこなう団体（NPO）にできるだけ簡易に法人格を付与することができないのか。』という議論が高まり、議員立法で制定されたのがNPO法です。

(2) NPO法（特定非営利活動促進法）の特徴

NPO法（平成10年12月から施行）は、前述の経緯から、組織を継続していくうえで法人格を取得したいと思うNPOに、できるだけ簡易に法人格を取得できるよう、また、法人格を取得後もできるだけその活動を行政によって損なわれることがないように、最大限の配慮がなされて成立された法律です。

その顕著な例が認可・許可制度ではなく、認証制度を導入している点です。また、自発的な市民活動団体の活動を損なうことがないように、できるだけ行政の監督を避けることとし、事業報告書等の閲覧制度を設け、広く情報公開を行うことにより、行政ではなく、市民によってその活動を監視していくという視点を取り入れている点が大きな特徴となっています。

■ NPO法人は行政がお墨付きを与えたものではない

NPO法人は、認証制度を導入し、簡易に法人格を取得できるよう、また、行政の関与をできるだけ排除する目的で制定されています。

基本財産、過去の実績などの条件はなく、申請された書類を书面審査し、提出された書類がNPO法の認証基準に適合している場合は、その設立を認証しなければなりません。（特定非営利活動促進法第12条）

また、NPO法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分または定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由がない限り、行政がむやみに報告を求めたり、検査をおこなわないよう定められています。（特定非営利活動促進法第41条）

したがって、法人格を取得している団体だから、というそれだけの理由で信頼できる団体であるとは限りません。活動内容、活動実績、会員数、事務局体制など（P20の選定基準の一例参照）から、協働の相手方としてふさわしいかどうかを判断していく必要があります。

3 NPOについて

(1) NPOの活動内容

NPOは不特定多数の人の利益の増進に寄与することを目的とした市民活動団体であるため、その活動分野は多岐にわたっています。具体的にどのような活動をしているのかイメージが浮かばない人もいますので、主なNPOの活動をNPO法に定める17分野の活動に分けて掲載します。

◆保健、医療又は福祉の増進

高齢者の介護福祉、宅老所の運営、高齢者の生きがいづくり、高齢者の権利擁護、障害者の在宅介護、障害者支援、地域福祉の充実、難病患者への支援、福祉・医療サービス、酒害の防止、訪問理美容の普及、動物愛護

◆社会教育の推進

不登校の子どもの居場所づくり、ひきこもりの若者への支援、生涯学習の推進

◆まちづくりの推進

花いっぱいのもちづくり、地域通貨の普及、地域の公園や公道の管理・運営、まちなみ保存活動、都市農村交流運動、過疎地域の活性化清掃美化活動

◆学術、文化、芸術又はスポーツの振興

伝統文化の振興、芸術家の支援、市民音楽団、スポーツ指導

◆環境保全

環境体験学習、リサイクル事業など循環型社会の推進、有機栽培の啓発・普及、自然体験、環境保護、環境保全の技術指導、省エネ推進、自然エネルギーの普及、植林活動、公害防止

◆災害救援

自然災害時の救援活動、災害被害者への支援、自然災害の調査研究、耐震防災技術の研究開発

◆地域安全

安全・安心なまちづくり、河川地域の監視活動、事故防止・交通安全活動、犯罪者の社会復帰支援

◆人権の擁護又は平和の推進

子どもの虐待防止、ホームレスの生活支援、HIV感染者の電話相談、人権差別のない社会づくり

◆国際協力

留学生支援、ホームステイの受入・派遣、在日外国人支援、外国との国際交流

◆男女共同参画社会の形成

女性の起業家支援、セクシャルハラスメント防止、男女共同参画社会の推進、DV被害者支援

◆子どもの健全育成

子育て支援、保育、子どもの野外体験、チャイルドライン

◆情報化社会の発展

障害者・高齢者パソコン教室、地域のIT化推進、情報セキュリティの充実

◆科学技術の振興

大学関係者による科学技術の普及

◆経済活動の活性化

南紀熊野地域の活性化、商店街の活性化地域の観光振興、起業化支援、地域産業の振興、

◆職業能力の開発、雇用機会の拡充

障害者の職業訓練・就労支援、若年者の就労支援

◆消費者保護

消費者相談、消費者に対する商品に関する情報提供、商品知識の普及

◆NPO支援

NPOの育成・支援、NPOのネットワーク化

あくまで主な活動内容を掲載しただけです。NPOは公益の領域で活動を行っているわけですから、ほぼ行政と同じ領域で活動を行っているといえ、その活動内容は、県のほぼ全部局に関係しているということになります。

また、行政の部局に関係なく自由に活動を行っているため、上記の分類ではとりあえず1つの分野にあてはめてみましたが、例えば家庭内暴力（DV）被害者支援の活動などは、人権擁護、まちづくりの推進などにも関係しており、複数の分野にまたがる活動を行っているNPOも数多く存在しています。

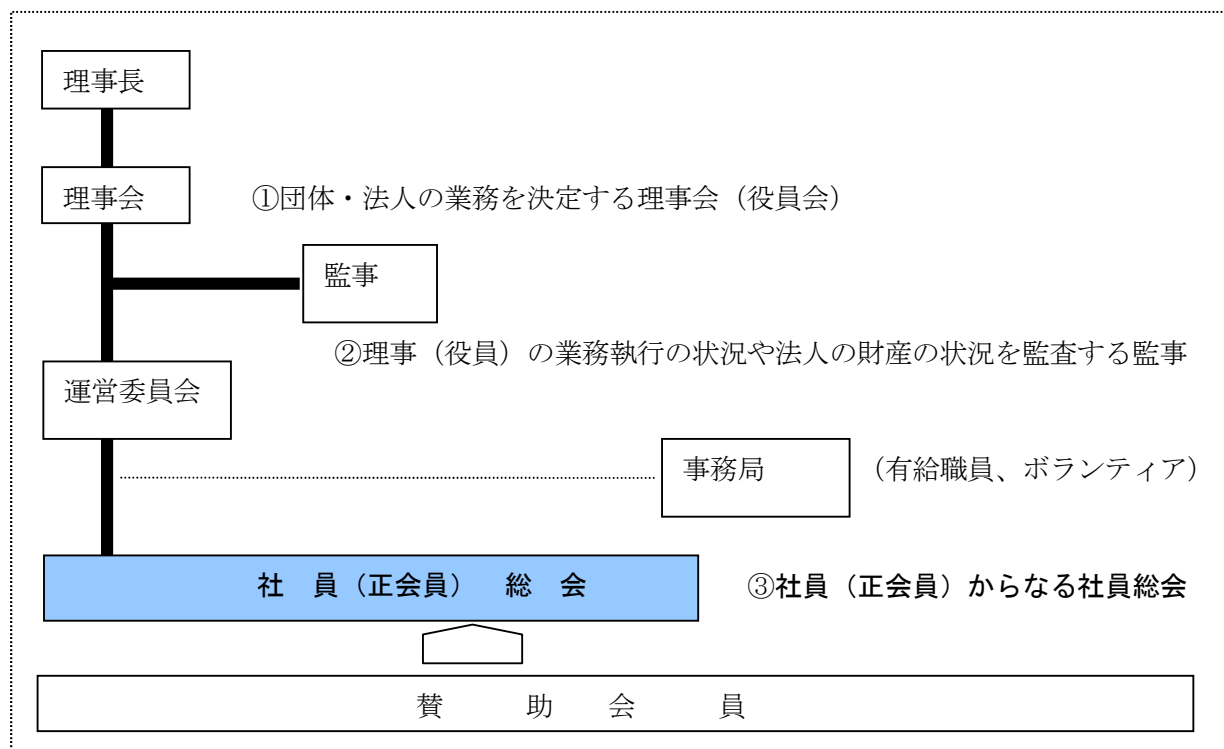
(2) NPOの組織構成

NPOはボランティアが集まった団体と思っている人も多いと思います。

NPOには確かにボランティアが関わっている場合が多いのですが、ボランティアだけで構成されているとも限りません。

それではそもそも、NPOの組織の構成はどのようになっているのでしょうか？

NPOの活動は福祉、環境、まちづくり、スポーツ振興など多岐の分野にわたっており、その組織構成は多様で、これがNPOの組織構成ですと一概にはいいきれないのですが、あくまで参考として、一般的なNPO法人によく見られる組織図の一例を掲載します。



NPO法人の基本的な構成員は**社員（正会員）**であり、この社員は、法人の社会的使命（ミッション）に賛同して加入する団体あるいは個人のことをいいます。いわゆる営利組織の社員（会社員）ではなく社団法人の構成員という意味であり、一人一人が法人の総会において議決権を持っています。

NPO法人の最高意思決定機関は、「社員（正会員）総会」であり、運営に関する重要事項（定款変更、解散及び合併、事業報告及び収支決算など）はすべて総会で議決しなければなりません。

なお、NPO法人の場合、この社員（正会員）は、10人以上いることが要件となっています。

またNPO法人は、理事3人以上、監事1人以上の役員を置くことが義務づけられており、法人の理事会では、総会の議決した事項の執行に関することなどが議決されます。

社員総会は通常、年1回だけ開催される場合が多く、運営に関する重要事項を総会で決めておいて、普段の活動の打合せなどは、運営委員会や〇〇部会などを設けて議論されています。

また、組織として活動を行うため、事務局を置いているところが多く、事務職員については、有給の専従職員を置いている、有給の職員とボランティアとが混在している、あるいはボランティアだけで構成されている、といったように、NPOによってその形態は様々です。

組織の意思決定は行政とは違ってフラットなところが多く、理事であっても、ボランティアであっても対等な関係で意見を出し合い、出来る限り全員の合意のもと意志決定を行う団体が多いといえます。

それから、正会員としてまでは参画できないが、資金的な支援や協力をしたいという人達を対象に、賛助会員を設けているところも多くあります。

(3) NPOの財源構成

「NPOはボランティアが集まった団体だから、人件費もいらないし、収益事業もおこなってはだめなんじゃない？」そう思っていないですか？

NPOは、事務局の職員に人件費も支払えますし、本来の活動に支障がなければ収益事業も行えます。そのことを理解する参考になるとと思いますので、以下にNPOの一般的な財源構成を掲載します。

【収入の部】		【支出の部】	
入会金収入	正会員・賛助会員等から	事業費	本来事業 収益事業 (但し、別会計)
会費収入	〃	人件費	事務局の人件費
寄付金収入	個人、団体、企業等から	管理費	
事業収入	セミナー等の参加費 収益事業 など		
補助金等収入	自治体、民間助成など		
借入金収入		その他	
その他収入			

※財源構成のため、実際の収支計算書、貸借対照表と項目が異なります。

NPOは、団体の社会的使命（ミッション）を達成するために、活動を行っています。（本来事業）活動を行っていくためには、当然、事業費、人件費、管理費など費用が必要になります。そのため、財源をどこから調達しなければなりません。

NPOの一般的な財源収入としては、会員からの入会金、会費収入、また個人・団体からの寄付金収入が考えられます。

しかしながら、よほどたくさんの方がいるとか、企業などからの大口の寄付金などがなければ、事業費や人件費が賄えるほどの収入が難しいのも現状です。

そのため、人件費についてはボランティアで行うことで経費を抑制し、事業費の方に重点をおき、資金を費やすNPOが多いため、NPOはボランティアが集まった団体、といった誤解が生じるわけです。

■ NPOだから委託費などで人件費を支払う必要がないのでは？

NPOにおいても、組織として活動をしていく中で当然、事務局が必要となります。しかしながら、財源収入が見込まれない場合、多くのNPOは事務をボランティアで行っています。

財源の収入が見込まれる場合は、私達行政職員と同じように労働の対価として必要な人件費を事務局の職員がもらうことは当然のことです。

したがって、行政がNPOに委託事業を実施する場合に必要な人件費については、当然その積算をして、NPOに人件費（必要な経費）として支出する必要があります。

■ 非営利なのに収益事業ができるの？

NPOは非営利の組織だから、収益事業をおこなって利益を生じたらおかしいんじゃないだろうか？そのような認識をもっている方もいるかもしれません。

NPO法人の非営利という意味は、企業などが利益を生じた場合に株主や構成員にその利益を分配することができる事を禁じているだけです。ですので、年間を通じて生じた利益を法人本来の社会貢献活動に当てるのであれば、収益事業を別に行っても構いません。

むしろ、本来の活動を拡大し、社会通念上の常識の範囲内において事務局職員の人件費を支払えるためにも、自己の財源収入の手段の1つとして収益事業を行うことは、法人の資金計画の面からも、また、自主独立した活動を行う上でも必要なことといえます。

■NPO豆知識

・ NPOとボランティア？

ボランティアとは、営利を目的とせず、自発的な意思に基づいて他人や社会に貢献する実践的な活動を行う個人のことをいい、NPOは、そういった活動を行う**組織**のことをいいます。

例えば、美化活動を行うボランティアが集まって、会の名前をつけたり、メンバーの名簿を作成したり、活動報告をするまで規模が大きくなると「ボランティア団体」になり、さらに活動が拡大し、会則を定めたり、役員会を置くなど組織としての形が整って、メンバーが入れ替わっても継続的に活動を行う団体にまで発展すると「NPO」になります。



・ NPOとNGO？

NPOとは、Nonprofit Organization（非営利組織）の略で、一般的には「営利を目的としない民間組織」といわれています。

NGOとは、Nongovernmental Organization の略で、一般的には「非政府組織」といわれています。

それでは、NPOとNGOは異なる組織なのでしょうか？

これは、考え方の切り口の問題であって、営利を目的としない、利益を分配しないことを強調する時にNPOという呼び方が使われることが多く、他方、政府からの独立を強調する時にNGOという呼び方が使われている傾向があるようです

日本では、Nongovernmentalという言葉も、国境にとらわれないという意味に捉え、国境を越えて活動する民間国際支援団体を特にNGOと呼んでいる傾向が強くなっています。

・ 中間支援組織？

中間支援組織とは、NPOのマネジメント講座や交流会を開催するなど個々のNPOの運営又は活動のサポートを行ったり、行政とNPOが協働する時にコーディネーター役をつとめるなど、行政とNPOとの中間にあって、両者の橋渡しができるようなNPOのことをいいます。

実際、全国にはこのような民間の中間支援組織が多く存在していて、様々な活動を展開しています。

中間支援組織にはNPO経験者や今でもNPOに関わっている人が多く、NPOのニーズにあった支援活動を実施しています。地域の各拠点にこのような民間の中間支援組織が誕生し、個々のNPOの情報・交流の拠点として定着した場合、行政側も個々のNPOではなく、中間支援組織を通じての協働がおこなえるということで期待されています。

・ コミュニティビジネス？

コミュニティビジネスとは、地域（コミュニティ）が抱える住宅や福祉、環境、教育、中心市街地の空洞化等の問題に対して、地域にある労働力、原材料、ノウハウ、技術といった経営資源を利用し、地域住民が主体となって自発的に取り組み、ビジネスとして展開していく活動のことをいいます。

NPOの活動がコミュニティビジネスにつながっていった場合、コミュニティの再生と経済活性化が図れるということで、現在、注目されています。

第2章 なぜNPOとの協働を推進するのか？

現在、国及び全国の多くの自治体でNPOとの協働が重要視され、各種施策が展開されています。

では、なぜ行政がNPOと協働を推進していく必要があるのでしょうか。

この章では協働とは何か？なぜ、NPOと協働していくことが必要とされているのかについて説明します。

1 協働とは

そもそも協働とはどのようなことをいうのでしょうか？

「非営利・公益活動の分野で、目的意識を共有し、相互の特性を尊重しながら対等の立場で活動していくこと。」

…（『和歌山県ボランティア・NPO活動促進基本方針』和歌山県）

「公共活動の共通目標を達成するために、パートナーを尊重した対等の関係で共同活動を行い、活動の成果を相乗効果的に創出させる戦略的、実践的行為。」

…（『NPOと行政の協働の手引き』社会福祉法人大阪ボランティア協会）

「自己の主体性・自発性のもとに、共通の領域において、互いの特性を認識・尊重しあいながら、共通の目的を達成するため、課題解決に向けて協力・協調すること。…（『大阪府NPO活動活性化指針』大阪府）

これらの定義から、協働とは、「公益の分野で共通の目標を達成するために、各々が取り組むよりも、互いの長所を生かすことができ、相乗的な効果を生み出せるものについて、一緒になって課題解決に取り組む行為。」といえます。

2 なぜ協働を推進する必要があるのか？

（1）協働が求められる背景

それではなぜ行政はNPOと協働していく必要があるのでしょうか？

そのことを理解するためには、まず、協働が求められるようになった背景を考えることにします。

I 高度成長期、バブル時

戦後から高度成長期にかけて、日本経済は成長の一途をたどり、法人税等の税収増もあって、行政はできる限り、市民のニーズに応えられるよう、公共サービスの領域を担ってきました。

市民の側も、所得の一部を税として負担することにより、公共的な領域は、当然、行政が担うものと考えていました。

II バブル崩壊後、阪神淡路大震災後

バブル崩壊後、経済の低迷により、行政は大幅な税収減の状況に陥り、サービスの縮小を迫られ、限られた予算の中でのサービスの見直しを余儀なくされました。

並行して、少子・高齢化、環境保全活動の高まりなど、市民の社会的課題に対するニーズも多種多様化し、限られた予算でおこなわれる行政サービスでは社会の課題を全て解決できないという限界も生じてきました。

そのような状況を背景に、公共的な領域を行政に頼るのではなく、市民自らが社会的課題を解決するため、自発的な活動を展開するNPOの活躍がめざましくなってきました。

その顕著な例が阪神淡路大震災時のボランティア・NPOの活躍です。行政が対処できない領域でNPOが迅速に柔軟性をもって、被災地の復興に多大なる貢献をもたらしました。

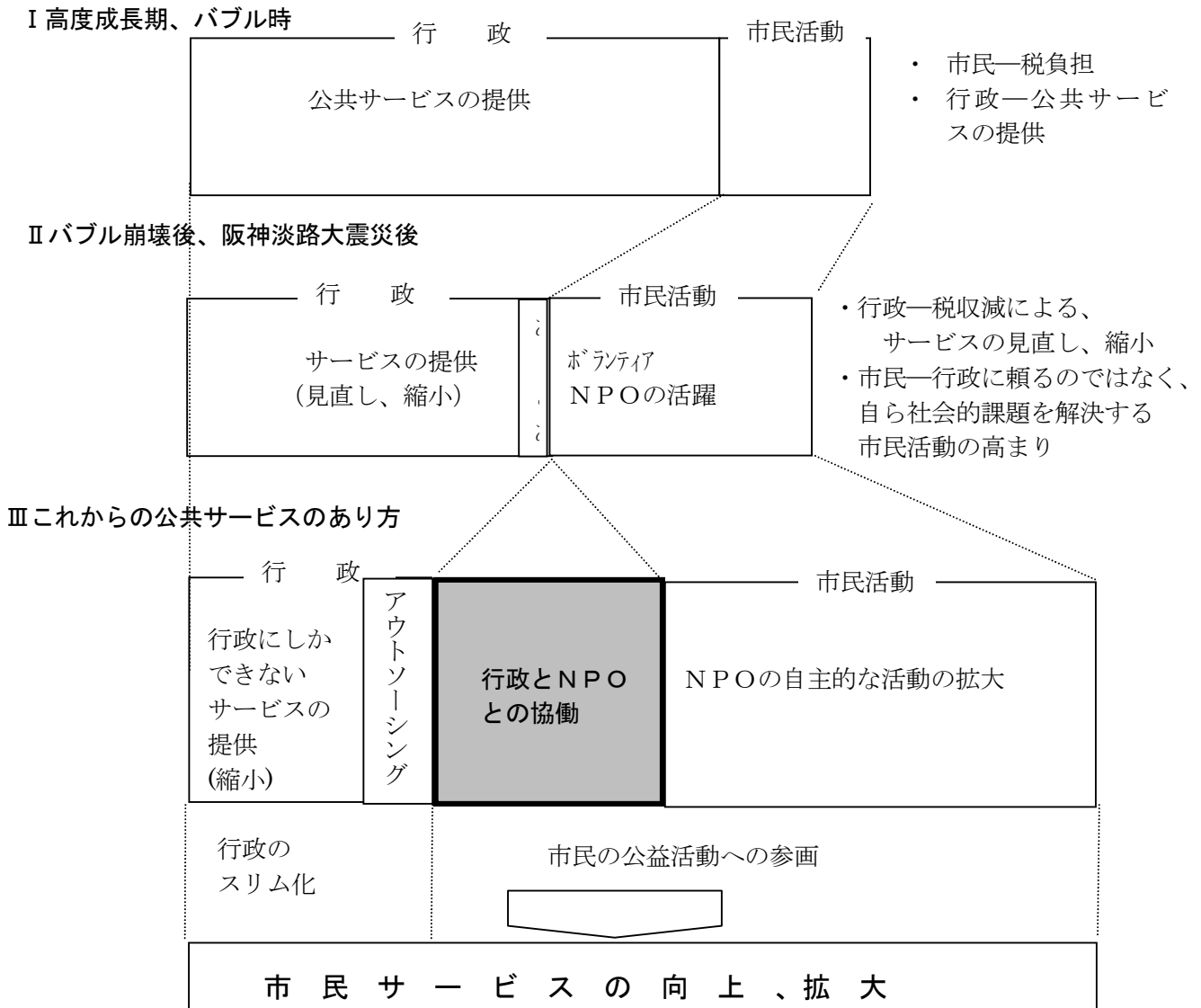
III これからの公共サービスのあり方

今後、限られた財源の中、これからも増加するであろう社会的課題の解決のため、行政が市民のニーズに全てこたえることは難しくなっています。

多様なニーズに対して、きめ細かくかつ最も効果的な公共サービスを提供していくためには、従来行政が提供してきたサービスを見直し、次の3つの方向に進めていく必要があります。

- ①自発的に公益活動を行うNPOの活動が活性化し、市民自ら社会的課題を解決する〔自主的活動〕
- ②行政が実施する必要があるけれども、行政以外でもサービスの提供が可能なものについては、できる限り、アウトソーシング（外部委託）をおこなっていく〔コスト縮減〕
- ③行政、NPOが独自で活動を展開するよりも協働で実施した場合、相乗効果が見込まれるものについては協働を積極的に推進していく〔協働による相乗効果〕

図で示すと下図のとおりとなります。



協働とアウトソーシング

協働は、共通の目的をもつ2者以上が協力・連携して一緒に取り組んでいく行為であり、アウトソーシングは目的の共有を問わずコスト削減を主な目的として外部に委託する行為であり、基本的な考え方は異なります。

とはいえ、アウトソーシングの委託先としてNPOが選ばれ、結果的に県民の自発的な活動につながり、「協働」と同様の成果を生むことも想定されます。

このガイドラインでは、行政が、NPOと一緒に課題解決に取り組んでいく「協働」の視点から説明を行っています。

(2) NPOとの協働を推進していく必要性

公共サービスの新たな担い手として期待されているNPOの活動が活性化し、行政がNPOとの協働を推進していくことが、行政のスリム化並びに県民サービスの向上・拡大のために重要であることについて説明しましたが、

NPOとの協働を推進していくことは、以下の点においても、行政にとってより効果的、効率的に事業実施できると考えられます。

①公益的な活動を行なっているということ

NPOの活動は社会的課題の解決を目的とし、不特定多数の者に寄与することを主な目的としていますから、NPOは行政と共通する目標をもって活動をおこなっています。

②行政にない特長を多数もっているということ

◆多くの地域住民（県民）が参加している点

NPOのなかには、その活動に賛同し、多数の地域住民（県民）が参加しているNPOが存在します。そういったNPOと協働することで、直接的に県民の県政への参画につながる効果があります。また、広範な人的ネットワークを有していることが多く、イベントや啓発事業、公的施設の企画運営等において多様な人材活用が期待できます。

(例)

- ・河川、道路など地域の住民が美化活動を行っているNPO
 - ・公的施設（公園、森林など）の運営管理を行っているNPO
 - ・環境フォーラムの開催などの環境保全活動を行っているNPO
- など

◆専門性を有している点

NPOは行政職員のように定期的な異動はありません。自らが解決したい社会的使命（ミッション）を達成するため、特定の分野を対象に専門的に活動を行っています。そういったNPOと協働することで、より効果的なサービスの質の向上が図れることが期待できます。

(例)

- ・外国人エイズ電話相談を行っているNPO
 - ・不登校、ひきこもりの若者に対するサポートを行っているNPO
- など

◆当事者性を有しているという点

サービスを必要としている人々（当事者）自らが活動を行っているNPOと協働することで、当事者の視点にたった、よりの確なサービスが期待できます。

(例)

- ・障害者自らが障害者支援を行っているNPO
 - ・DV被害の経験者自らがDV支援を行っているNPO
 - ・子ども達自身が子どもの悩み相談を行っている（チャイルドライン）NPO
- など

◆柔軟性、迅速性をもって先駆的な事業に取り組んでいるという点

行政には、広域にわたり均質なサービスを安定的に提供することが求められます。そのため、事業を実施するにあたり、どうしても慎重にならざるを得ない面があります。

これに対しNPOは、社会的課題があると判断し、団体の社会的使命（ミッション）として活動を行う場合、柔軟性、迅速性をもって先駆的な事業に取り組むことができます。

そういったNPOと協働することで、NPOのノウハウを生かしたかたちで事業実施できることが期待できます。

(例)

- ・痴呆老人を抱える家族を対象にした電話相談をおこなっているNPO
- ・在日外国人を対象に生活支援をおこなっているNPO など

NPOにはこれら以外にも行政にない特長があると思われ、こういったNPOの特長を生かした協働を進めることにより、行政が単独で実施するよりも、相乗効果が期待でき、より効果的、効率的な事業実施がおこなえます。

(3) NPOとの協働がもたらす効果

以上述べたとおり、NPOの特長が十分に生かされた協働を積極的に推進することによって、次の効果が期待できます。

■ 県行政への県民参画の一層の促進

■ 県民が主体となった、自発的な公益活動の拡がり

■ 様々な主体が公益活動を行うことによる、県民のニーズに的確に対応した 多種多様できめ細かなサービスの提供

■ 民間の発想を生かし、費用対効果を考えた、効果的・効率的なサービスの実施

■ NPOとの協働を推進することは県民サービスの向上が最終目的

NPOとの協働を推進していくことは、県民サービスの向上、拡大を図るための一つの手段です。

協働だけではなく、NPOそのものの活動が活性化し、市民主導の公共サービスが多種多様化することによってこそ、県民サービスの向上、拡大を図ることができます。

しかしながら、財政面、人材面など脆弱な状況にあるNPOが多い現状（揺籃期）では、行政にはNPOとの協働及び支援を積極的に推進することが求められています。

NPOとの効果的な協働は官僚的、お役所仕事といわれる行政の体質改善にもつながるものであり、行政が単独で行うよりも、より県民のニーズにあった良質のサービスの提供が可能になります。

第3章 効果的な協働を推進するために

前章では、行政がNPOと協働を推進していくことの意義、必要性について説明しました。では、実際に協働を推進していくためには、どのようなことに留意し、実際、どのような協働の手法、手順を進めていけばよいのでしょうか？
この章では協働の進め方について説明します。

1 協働をはじめる前に

NPOとの協働をはじめる前に、行政職員が基本的に理解しておかなければいけないことがあります。協働というものは共通の目標達成のために、両者が対等な関係のもと、緊張感を保ちながら一緒に取り組む行為だということです。

行政が決して上下関係の上に位置するわけでもなく、もちろんその反対でもありません。

NPOと協働するにあたっては、相互理解と尊重が事業の成否をわける大きなキーワードになります。

(1) 相互理解と尊重

■組織文化の違い

行政とNPOとは本来異なった文化をもつ組織であり、設立された経緯、また組織としての考え方も違います。

互いに異なる文化を持つ組織の協働を成功させるためには、何よりもNPOと率直な意見交換を重ねて信頼関係を構築することが大切です。

時には相手方の活動現場に出向き、その活動内容を知ること、相手方の組織を理解するためには重要なことです。

■情報公開の姿勢

行政とNPOとの相互理解が十分ではない現状の中、今後よりよい信頼関係を構築するためには、行政から積極的に情報を公開していく姿勢が求められます。

情報の公開は、協働する部分に関する情報にとどまらず、事業全体についての情報を開示し、第3者となる県民にも評価される事業をともに創りあげていくという姿勢をもつことが重要です。

■役割分担、責任の所在を明確化する

協働を行う前に役割分担や責任の所在を明確にしておかないと、協働の途中で相手方に責任を転嫁したりするなど良好な協働関係が構築されなくなってしまう恐れがあります。

協働を始める前に、「この業務は行政が実施し、責任も持つ、ここはNPOが責任を持つ、」といった、役割分担と責任の所在をはっきりと決めておくことが重要です。

■行政のしくみについて説明する

NPOの中には今までに行政との付き合いがない団体が多いため、委託と補助の違い、行政の決裁システムや支払い方法など、職員にとっては当たり前と思っていることでもわからないことが多くあります。

こういった、行政のしくみを事前に説明しておかないと、後々のトラブルのもとになります。

行政側としては、見積書・仕様書など必要な書類や履行してもらわなければならないことについては、何故必要であるのかを説明したうえで、事前に理解してもらっておくことが重要です。

■下請け、安上がりという考えをもたない

協働は、共通の目標達成のため、両者が一緒に取り組むことに合意した場合に行われるものであり、対等な関係のもと実施するものです。

相手の意向も聞かず、こちらからの希望や都合ばかりのアプローチでは、良好な協働関係は構築できません。

単なる、下請けをお願いしたい、事業を安くしあげたいというような行政側の都合だけでは協働の成功が望めません。相手方の立場を尊重して協働を進めることが重要です。

(2) 行政システムの見直し

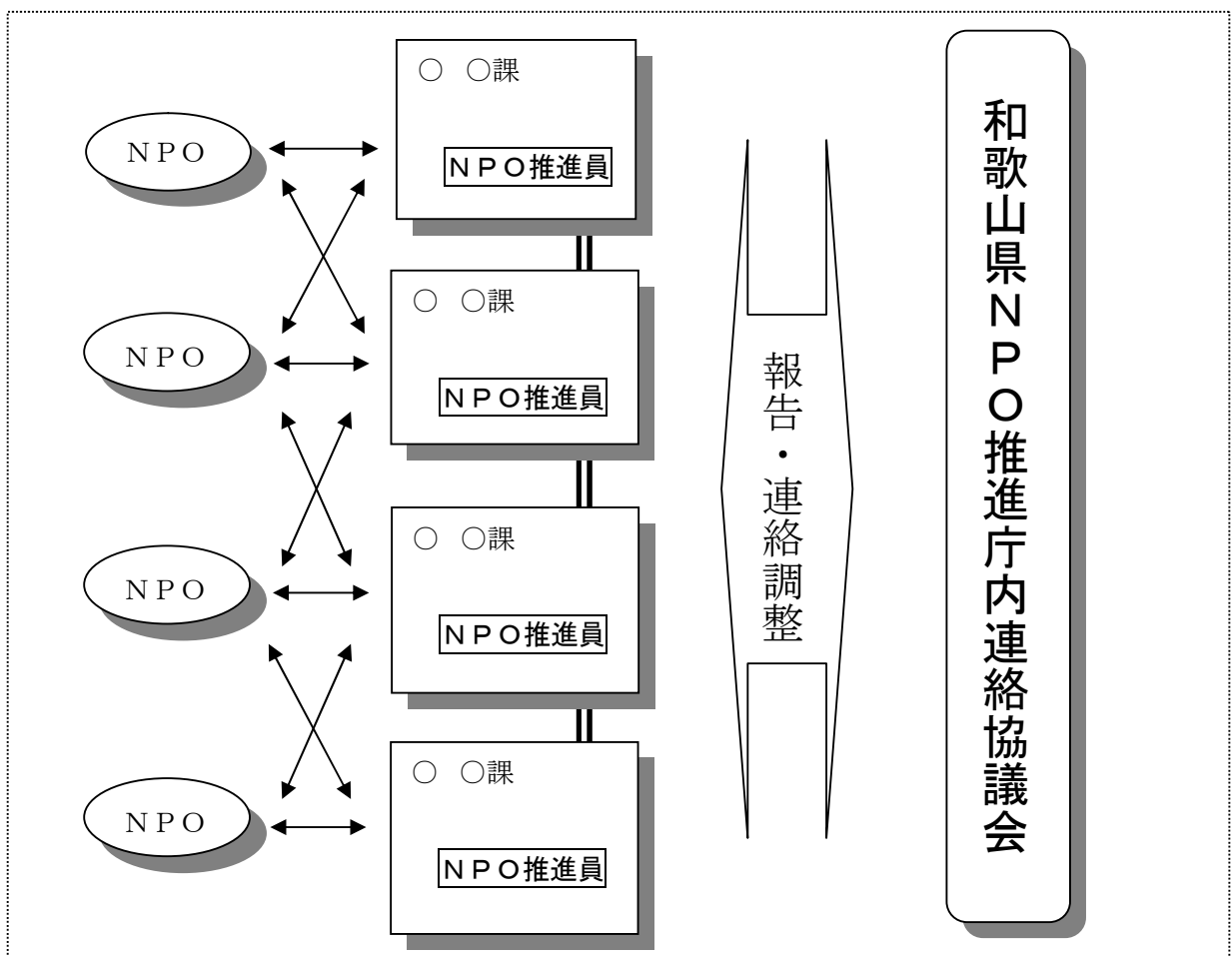
■県全体での横断的な組織の連携

NPOは行政の部局などの組織に対応した活動をしていません。新しい課題に取り組むNPOと協働を進める過程の中で、複数の部局に係わる事業が多く出て来ます。こういった協働については関係する各部局が連携した対応が必要です。

また、NPO側から複数の部局に係わる政策課題の提案が出てきた場合は、複数の部局が連携して対応をする必要があります。

和歌山県では平成15年12月にNPOとの協働を積極的に推進するため、庁内の横断的な組織として、「和歌山県NPO推進庁内連絡協議会」を設置しました。

今後、複数の部局にまたがる協働については、この協議会を活用し、連携を図っていく必要があります。



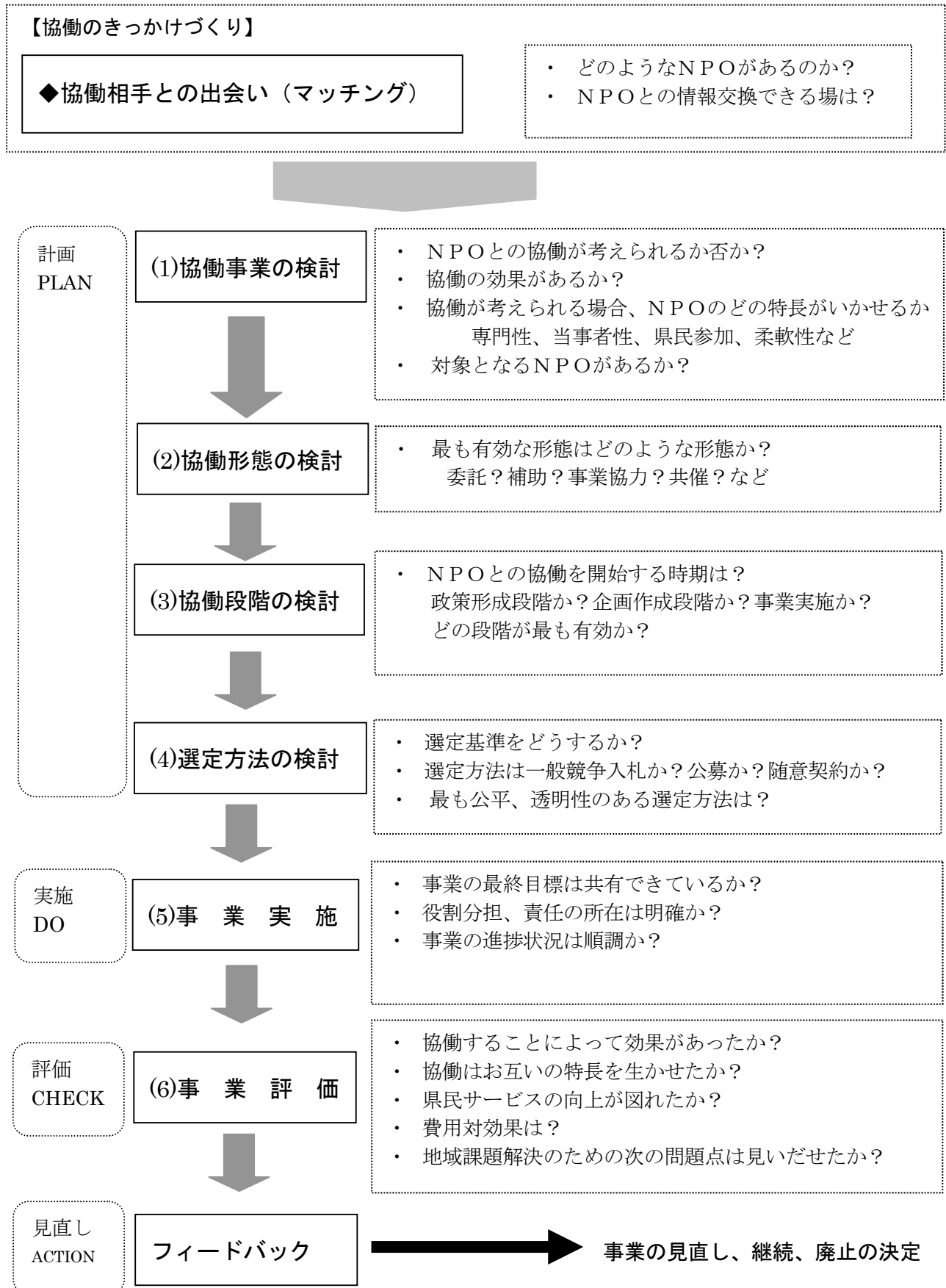
【和歌山県NPO推進庁内連絡協議会】…NPO施策に関する必要な事項の審議、連絡調整

【NPO推進員】…各課室におけるNPO推進及びNPO施策に関する連絡調整

2 協働の手順

NPOとの協働を検討する場合、実際にどのような手順で、またどのような点に留意して進めていけば良いのでしょうか？

一般的に想定される協働の手順を参考に掲載します。



3 協働の手順における留意点

【協働のきっかけづくり】

協働事業を検討する以前の段階として、まず協働の相手方と出会うきっかけづくりが考えられます。

NPOを対象にしたフォーラムの開催やNPOとの意見交換の場の設定など、まず、NPOに出会う場づくりと情報交換を重ねることが協働のはじまりになります。

お互いに知らない相手同士が協働をしていくわけですから、まずは、出会い、知り合って互いの意見交換をすることが協働の第一歩ともいえます。

(1) 協働事業の検討

■協働事業の検討

今後新たな事業を検討する場合ならびに現在実施している全ての既存事業の見直しにおいて、NPOと協働で事業実施することにより事業効果が期待できないか検討する必要があります。

ただし、行政にとって、事業の相手方はNPOだけではないため、企業、公益法人など他の主体と事業実施する方がより効果的にできるものまで、無理に協働する必要はありません。

NPOの特長が生かせ、相乗効果が見込めるものについては、NPOの参入の機会を確保することを忘れないということが重要です。

■協働の効果を考える

NPOと協働で事業を実施しようとしている事業について、協働をすることでどのような効果があるのか考える必要があります。

県民の参加を促進するためにNPOと協働するのか、専門性を生かしてサービスの質の向上を図るのか、NPOのどの特長が生かせるのか考える必要があります。

(参考) NPOの特長・・・◆多くの地域住民（県民）が参加している点

◆専門性を有しているという点

◆当事者性を有しているという点

◆柔軟性、迅速性をもって先駆的な事業に取り組んでいるという点
など

■対象となるようなNPOが存在するか？

NPOと協働することにより効果が見込まれる事業については、協働の相手方となるNPOが実際に存在するか調べてみる必要があります。

【NPOの探し方（情報収集方法）】

- ・ 県のNPO協働推進課のホームページ「わかやまNPO広場」<http://www.wakayama-npo.jp> でNPO法人、市民活動団体の一覧表から検索してみる
- ・ 県NPOサポートセンター、NPO協働推進課に問い合わせをしてみる
- ・ 県NPOサポートセンター、NPO協働推進課に備えているNPO法人の閲覧書類を調べる
- ・ 県内の市町村に該当する団体があるか問い合わせをしたり、各市町村あて文書で照会する
- ・ 県のNPO協働推進課のホームページ「わかやまNPO広場」<http://www.wakayama-npo.jp> のイベント情報、県NPOサポートセンターで掲示しているチラシ等の情報を収集する
- ・ 新聞、情報誌等で、関係するNPOの記事を収集しておく

他府県のNPOの場合

- ・ 内閣府、各都道府県のNPO担当課のホームページで調べる

(県の「わかやまNPO広場」のリンク集から、各都道府県のホームページが検索できます。)

など

(2) 協働形態の検討

協働事業を検討したうえで、協働することで事業効果が見込め、対象となるNPOも存在する場合、どのような協働形態が最も効果的に行えるのかという検討が必要になります。

ここで留意しなければならないことは、協働の形態は、何も委託や補助など、支出を伴うものばかりではないという事です。

NPOの自主事業に対して後援名義の承認を行ったり、行政の情報網をつかって事業周知を図るなど、支出を伴わない効果的な協働の方法も数多くあるはずです。

むやみに協働を推進するという名目で委託や補助事業を増やし、NPOとの協働を進めることは、行政のスリム化にも逆行し、NPOもそのような協働を望んでいないはずです。

協働をおこなうスタイルに応じ、最も効果的な協働形態を選択することも、協働事業の成否に関わる重要な要因となります。

主な協働の形態としては、

- | | | | | |
|------------|-------------|------------|------------------|--------|
| 1 委託 | 2 補助 | 3 企画立案への参画 | 4 共催、実行委員会 | 5 事業協力 |
| 6 公共施設等の提供 | 7 公の施設の管理運営 | 8 後援 | 9 情報交換、意見交換、人材交流 | |

などが考えられます。

1 委託

委託とは、本来行政がおこなうべき事業について、行政が自ら実施するよりも他の主体が実施した方が、より大きな効果が得られると思われる場合に、実施するものです。

NPOへ委託する目的は、行政にはない発想や専門性を購入することにありますから、単なる下請けではなく、対等なパートナーとして接する姿勢を持つ必要があります。

また、委託は行政の事業として実施するものであるため、事業主体は行政になります。協働を行う以上、受託先には行政が直接執行する以上の実力がもとめられますので、NPO自身の実力向上、行政への依存体質からの脱却にもつながることが期待できます。

2 補助

補助とは、本来民間が実施している事業について、一定の公共性が認められる場合に申請に基づき行政がその経費の一部を助成するものです。

補助事業はNPOの自主性を損なわない利点がありますが、補助の決定に公平・公正を伴わないと、特定の団体への資金援助にもなりかねず、選定には慎重な姿勢が求められます。

また、安易な補助を増やすことは、財政支出を拡大し、NPOの行政依存体質を助長する危険性もあります。

3 企画立案への参画

行政が事業を企画立案する段階で、NPOからの意見や提案を受け、行政の事業にNPOの特性や能力を生かすものです。

各種審議会や委員会、懇談会、協議会などに継続的にNPOのメンバーの参加を求めたり、NPOから政策や事業提案を求めたりすることなどが考えられます。

企画立案への参画については、多様なNPOの参画をもとめ、行政では思いのつかない民間の発想を生かすよう留意する必要があります。

4 共催、実行委員会

共催とは、それぞれが主催者となって共同で一つの事業を行う形態です。また実行委員会はイベントなどを開催する場合に複数の関係者が新しい一つの組織を立ち上げ、実行委員会が主催者となって事業を行う形態です。

どちらも、事業の企画段階から情報を積極的に交換しあい、全ての主体が対等な立場で事業執行にあたり、事業目標の共有化に努める必要があります。

5 事業協力

事業協力とは、共催や実行委員会以外の形態で、協定書などを締結することにより、一定期間、継続的な関係のもとで事業を協力して行う形態です。経費負担、役割分担、責任など、お互いの得意分野を出し合い協力していくもので、その協働方法は多岐にわたります。

双方の特性や得意分野を生かすことで、協働にふさわしい事業が期待できます。

6 公共施設等の提供

公共施設等の提供とは、会議室の貸し出し、事務所の提供などNPOが活動する場所の提供のことです。

NPOの中には、ミーティングをする会議室、講演会などの会場、あるいは事務所など、金銭的な事情も含めて、近くに適当な場所が見つからず困っているNPOが数多くあると思われます。

既存の会議室をNPOも利用できるようにしたり、公共施設の一部をインキュベーションブースなどの事務所として貸し出すなど、既存の公共施設等を提供することで、NPOの活動を活性化できる可能性があります。

7 公の施設の管理運営

公の施設の管理運営とは、公園、児童館などといった公共の施設の管理運営をNPOに実施してもらうことです。

この公の施設の管理運営については、地方自治法の一部改正（平成15年6月公布）により、従来の「管理委託制度」から新たに「指定管理者制度」が導入されました。

「指定管理者制度」とは、公の施設の管理主体の範囲を民間の事業者等（企業やNPO）にまで広げた制度で、地方公共団体の指定を受けた指定管理者が管理代行をおこなえる制度です。

例えば、公園を地域住民が多く参加しているNPOに管理運営をしてもらった場合、地域住民のニーズにあった、地域住民による公園づくりが期待できます。

公の施設を管理運営していくうえで、民間の事業者等（企業やNPO）に実施してもらった方が効率的、効果的に実施できるものについては、指定管理者として指定していくことも大切です。

8 後援

後援とは、NPOが行う事業で、行政にとってもその実施目的が合致する場合、行政がNPOの事業に対してバックアップ（後ろだて）を行うものです。まだ県民にその有意義な活動が知られていないNPOのイベントなどに行政が後援名義を承認することによって、参加者が増え、活動が広がっていく可能性もあります。

NPO活動を活性化させるためにも、できる限り多様な公益性を認め、後援名義を行うよう努める必要があります。

9 情報交換、意見交換、人材交流

行政とNPOが持っている情報、ノウハウなどを提供しあうものです。

意見交換の場の設定、フォーラム、ワークショップの開催、人材交流などが考えられます。

情報交換や意見交換を行うことで、考え方の違いや共通点が発見でき、相乗効果が期待できます。

そのような場の設定をおこなった際には、互いの意見を尊重し、建設的な意見交換ができる状況にすることが大切です。

また、情報交換等をより進めた形として人材の交流があります。違った環境の中に入って一緒に仕事をすることにより、より深く相互の理解と協働が進められます。勤務条件、人材の選考など事前の調整が必要です。

主な協働の形態を掲載しましたが、他にも効果的な協働形態は考えられるはずです。

より高いレベルの事業成果を得るためにも、これらの協働形態にとらわれず、事業の内容に応じて、最も効果的におこなえる形態を検討し、導入することが重要です。

(3) 協働段階の検討

NPOとの協働事業を実施する場合、事業のどの段階から協働を開始するのが最も効果的かということも検討する必要があります。

例えば「実行委員会での協働ならば、事業の企画段階から協働するのが一番良いのではないか。」というふうに協働する事業に応じて最も効果的な協働の段階を検討する必要があります。

■政策形成段階からの協働を考える

行政が事業の枠組みを考え、予算要求をして新規事業を実施していくことも重要ですが、事業の枠組みそのものが県民のニーズに即していない場合もあるかもしれません。

NPOの中には、行政の気づかない社会的課題を発見し、解決できるNPOも数多く存在するはずですから、政策形成段階、事業の枠組みの設定時点からの協働についても今後は考えていく必要があります。

(4) 選定方法の検討

NPOとの協働を行なっていく際に、協働の相手方をどのように選定するのかという選定方法の検討は非常に大切です。

行政側で把握しているNPOのみを協働相手の候補と考えてしまうと、協働相手が特定の団体に固定化し、その団体の既得権化につながるおそれもあります。

協働の相手方の選定は、選定の公平性や透明性を確保するためにも、事業達成のためにどのような特長をもったNPOと協働するのか、という目的をきちんと明確化したうえで、広くその対象となるNPOを募る必要があります。

また、事業遂行のためには、選定するにあたり、事業遂行能力を確認する意味でも一定の選定の基準を設けることもやむを得ないことです。ただし、選定基準は事業遂行のために設けるものであって、NPOの参入を狭めるものであってはいけません。

【選定基準の一例】

- ① 活動内容、活動実績
 - ・ NPOの活動内容、活動地域、受益者の状況
 - ・ 協働事業に関する事業実績
 - ② 事業の実施能力
 - ・ 事業計画の経費、人員、スケジュール等の妥当性
 - ・ 年間を通じた継続的・安定的な事業実施
 - ③ 財政状況
 - ・ 収支の健全性・安定性
 - ④ 会員数・事務局体制
 - ・ 総会員数・ボランティアの参画人数
 - ・ 事務局のスタッフ数
- など

委託事業の場合の選定方法としては入札、公募、随意契約が考えられます。協働事業の内容に応じ、これらの選定方法の中から、最も公平性や透明性を確保した選定方法を検討しなければいけません。

補助事業の場合の選定方法も同様です。

現在、各自治体で取り込まれるようになってきている提案公募方式によるNPOの選定方法は、NPOの特長を生かした協働を実施し公平性を確保した一つの有効な選定方法であるといえます。

■NPOの企画案を生かした提案公募形式の事業の手順（参考）

提案公募形式の事業とは、NPOの特長を活かした柔軟で斬新な発想の企画案を広く募り、プレゼンテーション、公開審査などを実施して、最も優れた企画案を採択する方法です。

企画案の募集については、行政の課題をあらかじめテーマとして設け募集する場合と特定のテーマを決めずに自由な提案を募る場合が考えられます。

以下事業を実施するにあたって留意する点を記載します。

① 公募テーマの設定

公募するテーマを設定する場合は、NPOの自由な発想に基づく効果的な企画案が得られ、有益な協働事業が実現できるよう、提示テーマの内容については、骨格にとどめることが重要です。

② 対象となるNPOの応募資格について

応募資格を検討する場合は、法人格の有無にとらわれず、協働の内容によって適切な応募資格を検討する必要があります。

【応募資格（例）】

- ・ NPO法人またはボランティアグループ等の任意団体
- ・ 公募テーマに沿った活動を通常の活動の中でも実施している団体
- ・ 団体の活動歴が設立から〇年以上であること（任意団体歴含む）
- ・ 団体を構成する正会員が〇名以上いること
- ・ 過去2カ年の決算、本年度予算が〇〇万円以上であること
- ・ 事業の記録保存と成果報告ができること
- ・ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと
- ・ 特定の公職者（候補者を含む）、または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと
- ・ 暴力団でないこと、暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと

③ 審査員の選定、審査基準について

審査員は、対象事業の内容によって異なりますが、行政、学識経験者、応募団体とは関係のないNPO関係者等をバランスよく選定し、審査の公平性を確保することが重要です。

また、審査基準については、応募前に評価基準の考え方や配点について考えておき、審査員、NPOに事前に周知することによって、審査の透明性を確保することが重要です。

【審査基準（例）】

- ・ 実行性…提案した事業を確実に遂行できる、組織態勢と運営基盤がある
- ・ 専門性…計画している事業内容に、専門性がある
- ・ 効果性…事業成果の達成指標が明確であり、その成果が広く県民に還元される
- ・ 現実性…実行可能な方法、計画、予算で立案されている
- ・ 公開性…組織運営や事業の公開・透明性が高い
- ・ 自立性…経常的に行っている活動の資金確保が図れている
- ・ 先進性…行政の発想にない、先進性がある

④ 募集要項、選定要項の作成

事業の枠組みが決定したら、募集要領（p 5 6 参照）、選定要項（P 6 2 参照）を作成する必要があります。

募集要項に記載する内容には以下の項目が想定されます。

事業の目的、事業テーマ、応募資格、応募期間、応募書類、委託金額、審査方法、審査基準、事業スケジュールなど

⑤ 広報

広報については、ホームページへの掲載、関係機関、関係団体への周知、マスメディアへの情報提供、NPOへのダイレクトメールなど、できる限りの周知をする必要があります。

⑥ 受付

受付期間としては、より多くの企画提案を募るためにも1ヶ月程度設定しておくことが望ましいと思われま

⑦ 審査

審査方法については、書面審査や公開審査（プレゼンテーションなど）が考えられます。

どちらか一方のみで選定する場合もあれば、第一次審査は書面で行い、第二次審査でプレゼンテーションによる採点を行って、団体を選定する方法もあります。

NPOから応募のあった企画案を公平性、透明性をもって選定するためにも、公開のプレゼンテーション形式で実施することが望ましいと考えられます。

また、選定基準や選定方法、選定結果についての情報公開も重要になってきます。情報公開によって、市民からみても、選定の過程や結果の妥当性が確認できることが求められます。

■ NPOからのアイデア提示における協働の選定について

協働の相手方となるNPOの選定方法は、前述のとおり、入札や公募など最も公平性や透明性を確保した方法を検討する必要があります。

しかしながら、今後、NPOとの協働を推進していくことで各部局においてNPOとの情報交換や意見交換をする機会が増え、あるNPOから効果的な企画提案の提示（アイデア提示）を受け、そのNPOの企画提案を協働で実施していくケースも増えてくるものと思われます。

そういった場合は入札や公募ではなく、特定のNPOを選定（委託の場合は随意契約）することになるため、なぜその特定のNPOを選定することになったのかという選定するに至った経緯の説明や事業評価の情報公開など、第三者に対する説明義務が一層必要となることに留意のうえ、公平性や透明性を失うことがないように、書面できちんと残しておくことが重要です。

(5) 事業実施

協働を実施することになり相手方も決定した段階で、行政とNPOとの間で事業をはじめる前に協働事業の最終目標をきちんと共有しておくことが重要です。

また、お互いの役割分担、責任の所在も事前にきちんと決めておく必要があります。

なお、事業をはじめたら、実施している途中で定期的に進捗状況を確認し、意見交換をおこなうことが大切です。

■契約保証金

契約保証金とは、県が契約を締結する際に、事業の完全な履行を確保し、債務不履行等の場合にうける損害の賠償を容易にするため相手方から徴する保証金で、契約金額の10/100以上（工事又は製造の請負契約については5/100以上）を契約保証金として県に納める必要があります。

しかしながら、和歌山県財務規則第93条各号に該当する場合には、これを免除することができます。

NPOと契約をする場合には、資金的な側面及びに協働内容について十分配慮した上、免除することが可能か検討する必要があります。

■著作権

協働事業の中で委託事業を実施する際、事業成果物の著作権の取り扱いをどうするかという問題が生じます。

一般的な委託事業では、契約書に著作権の帰属先を明記することにより委託元が著作権を所有することになります。したがって、行政がNPOに委託事業を実施する場合は著作権は行政に帰属することになります。

しかしながら、事業の成果物によっては、NPOによって社会に還元する方が効果的な成果物もあるはずで、例えば、NPOの方がネットワークが多い場合はNPOの方が多くの人に波及できますし、NPOが普及啓発する方が県民に親しみやすいケースもあるはずで、

ですから、事業の成果物については、一概に行政のものとして決めつけずに、著作権をはじめとした権利の帰属についてNPOと十分意見交換をしたうえで、どちらかの帰属にするか、あるいは両者の帰属とするかということを書面にて確認しておくことが大切です。

■支払い方法（一般払（精算払）、前金払、概算払の場合）

行政の支払は、履行確認後の支払（一般払）を原則としています。しかしながら第1章で述べたようにNPOの多くは、財政的課題を抱えていることから、前金払（委託）や概算払（補助）をしなければ事業を遂行することが困難な団体が多いのも現状です。

したがって、NPOとの協働における支払方法については、下記のような「資金収支表（委託、補助）」を提出してもらうことにより、NPOの資金繰りなどの財政状況等を十分踏まえたうえで、前金払（委託）や概算払（補助）をすることも検討していく必要があります。

なお、前金払又は概算払で支払う場合は、あらかじめ事業をはじめの前に定めておかなければなりません。

(参考)「資金の支払方法」

- 前金払
地方自治法施行令第163条第2号及び和歌山県財務規則第64条の規定に基づき、債務の額が確定している場合には、前金払することができる。
前金払は、その本質上精算は伴わないが、契約の変更等支出後の事由により、精算の必要があるものについては、債務の額が確定した後、30日以内に精算をさせなければならない。
- 概算払
地方自治法施行令第162条第6号及び和歌山県財務規則第62条の規定に基づき、事業量の増減により経費が変動する可能性がある事業など、債務の額が確定していない場合には、概算払することができる。
この場合には、債務の額が確定した後、30日以内に収支精算書の提出を求めるなど、精算手続きが必要となる。

(参考)「資金収支表の例」

◇（委託の場合）

	団体名	○○○○○○○○○
1	前金払の必要性	○○○○○○○○○
2	時期	○○○○○○○○○
3	金額	○○○○○○○○○
4	資金計画	

収 入				
	○年4月	5月	～	△年3月
委託料収入				
収入計	①			

支 出				
人件費				
諸謝金				
旅費交通費				
印刷製本費				
消耗品費				
.....				
支出計	②			
資金状況	①－②			

◇（補助の場合）

	団体名	○○○○○○○○○
1	概算払の必要性	○○○○○○○○○
2	時期	○○○○○○○○○
3	金額	○○○○○○○○○
4	資金計画	

収 入				
	○年4月	5月	～	△年3月
補助金収入				
雑収入				
繰越金				
.....				
収入計	①			

支 出				
事業費				
○○費				
.....				
事務局費				
人件費				
.....				
支出計	②			
資金状況	①－②			

(6) 事業評価

協働事業を行った後は、協働することで相乗効果があったのか事業評価をする必要があります。

今後の協働を更にステップアップするためにも、一つ一つの協働事業の結果を正しく評価し、次の協働事業への企画・実施にフィードバックさせていく積み重ねが重要です。

また、事業結果については、NPOと行政の双方がそれぞれ評価を行うことが大事です。

事業評価については評価項目についてのチェックシートを作成するなどして、事業の実施段階から事業終了までの評価を行う必要があります。

また、県民をはじめとした第三者に対しても事業成果を評価してもらえるよう、積極的に情報を公開する姿勢が必要です。

【チェックシートにおける評価項目の一例】

- ① 目標設定の妥当性
 - ・ 事業の目的は明確であったか？
 - ・ 事業の目標は共有で設定されたのか？
- ② 協働として実施したことの妥当性
 - ・ 協働として実施したことは適切であったか？
 - ・ どのような相乗効果が図れたのか？
- ③ 協働形態の妥当性
 - ・ 協働した形態は最も適切な協働形態であったか？
- ④ 協働相手の妥当性
 - ・ 協働の選定方法は適切であったか？
 - ・ 選定基準は適切であったか
- ⑤ 協働事業の妥当性
 - ・ 協働において意志疎通は図れたのか？
 - ・ 役割分担は適切であったか？
 - ・ 進捗状況は適切に管理していたか？
 - ・ 相手方に対する意見は十分に議論され、解決したか？
- ⑥ 目標達成度、
 - ・ 当初の目標は達成できたのか？
 - ・ 県民サービスの向上につながったのか？
- ⑦ 費用対効果
 - ・ 費やした費用は適切であったのか？
 - ・ 今後の波及性は見込めるのか？

など

事業終了時に、行政、NPO、県民を対象にした事業成果の報告会を開催し、意見交換をおこなうことも評価のうえでは有効な方法です。

また、行政側、NPO側それぞれの視点で客観的に評価できる環境づくり（自由に発言できる雰囲気づくり）に配慮することも大事です。

なお、評価をした結果、協働事業を実施する上での問題点が明確になった場合は、それを改善するための対策を考えていく必要があります。

評価結果は、次の協働事業の企画や実施にフィードバックし、協働事業や協働方法、協働の選定方法を絶えず見直すとともに、事業の継続、廃止など常に検討していくことが重要です。

第4章 今後より良い協働関係を構築するために

■地域の特性を生かしたNPOとの協働推進

本県を地域の特性別に大きく分けてみますと、和歌山市のような都市型機能をもった地域、伝統的な生活慣習などを多く残している農山漁村型地域、そしてどちらの性格も併せもついわゆる中間型といえる地域があります。

それらの中で本県において多く存在すると思われる農山漁村型地域については、自治会などの地縁組織が熱心に活動を行っているところが多く、地域住民や団体自身が気付いてはいないが、地元の特産品を全国にPRし地域振興などを主目的に活動を行っている団体など、いわゆるNPO的な活動を行っている地縁組織も数多く存在しています。

また、法人格は取得していないが、こういった地域に存在する過疎化、高齢化、後継者不足といった社会的課題の解決のために自主的に活動を行っている住民グループも数多く存在しています。

このような農山漁村型地域においては、NPO、地縁組織、農林水産業関係の組合、社会福祉協議会などの公益法人、および行政が連携して互いの地域資源を利活用することで、今までにない和歌山県の地域の特性を生かしたNPOとの協働によるまちづくり（農村・都市間交流、世界遺産などの地域資源を活用した観光振興、高齢者グループによる地域振興など）が期待されます。

■多種多様な分野のNPOが誕生し、活性化できるような支援

NPOと協働を進めていきたいが、自分の職務の関係では協働効果が期待できるようなNPOが県内に存在しないと思われるから協働する必要もないと考える人もいるかもしれません。

しかしながら、期待するようなNPOが、自発的に誕生し、力を伸ばせるような支援施策を講ずること、今後、職務に関係するNPOが多数存在するようになり、効果的な協働ができるかもしれません。

自分の職務に関係のある社会的課題に、県民が興味をもち、自ら解決するためにNPOを立ち上げるといったしかけづくり（啓発、マネジメント支援、ネットワーク化など）をおこなうことは、行政への県民参加の一層の促進を図ることにもなります。

今後、行政が多種多様な分野にわたるNPOとの協働が推進できるよう、NPO活動が活性化する仕掛けづくりの施策を展開することも、結果的にはNPOとの協働を推進し、県民主体の社会を構築することになります。

■地域におけるNPOとの協働推進

NPOは社会的課題の解決のため、自らの社会的使命（ミッション）をもって、地域に密着して活動を行っています。

NPOのなかには市町村の区域内で地域の人達と密着して活動を行っている団体も多く存在すると思われ、今後は地元の市町村とNPOとの間においても協働が広がることが望めます。

NPOとの協働を推進することが、今後の行政にとって重要なことを市町村職員にも理解してもらい、県内の市町村においてもNPOとの協働が一層推進できるよう、県が先導的な役割を担う必要があります。

■県民主体の社会、県民が互いに支えあう社会づくり

これからの行政は限られた予算の中、最小限の費用で最大限の公共サービスを提供できるよう、体質の改善を迫られています。

今後も増大するであろう社会的課題の解決を行政だけで担うことは、さらに難しい状況になりつつあります。

NPOが成熟していない現在の情勢（揺籃期）においては、行政は協働を進めるだけでなく、NPO活動の支援も行っていく必要がありますが、将来的には行政が委託や補助などでNPOの活動を支援するのではなく、より多くの県民がNPO活動に参加したり、活動に対する寄附金を出すといった、県民自身が直接NPOを支援するしくみが望まれます。

より多くの県民がNPO活動に興味をもち、県民自身がNPOの人的・財政的支援者となり、県内全域で多種多様なNPO活動が盛んになっていくことこそが、県民主体の社会、県民が互いに支え合う社会づくりの実現につながっていくといえます。



(参 考 資 料)

- (1) —1 和歌山県におけるNPOとの協働の事例
 - 2 庁内に広がるNPOとの協働
- (2) —1 平成17年度和歌山県におけるNPOとの協働の現状
 - 2 和歌山県において今後NPOとの協働を検討している事業(平成18年度以降)
- (3) 協働において想定される各種様式
 - (3)—1 委託契約書(例)
 - 2 業務委託仕様書
 - 3 事業協定書
 - 4 『わかやまNPO協働モデル事業』募集要項
 - 5 『わかやまNPO協働モデル事業』選定要項
 - 6 『わかやまNPO協働モデル事業』選定委員公募要領
- (4) 和歌山県のNPO法人一覧表

(参考資料)

(1) - 1 和歌山県におけるNPOとの協働の事例

■くわかやまらしい協働のモデルづくり> (提案公募型)

1. 担当課 NPO協働推進課

2. 協働事業のきっかけ・背景

平成14～16年度において、民間ならではのアイデアを活かした企画をNPOから公募する「NPOからのふるさとづくり企画提案事業」を実施し、NPOの育成と活性化を図ると共に、NPOと行政の相互理解と協働を進めることができました。

当事業は、NPOから出された提案を行政と協議しながら協働で事業を行い、NPOと行政との協働のモデルを構築しようと、平成17年度から開始しました。

3. 事業概要

①協働の形態 委託・補助

②事業名 『わかやまNPO協働モデル事業』(平成17年度：新規)

☆協働モデルコース：行政が提示した課題を解決するための企画を提案

☆ネットワークコース：地域の課題を解決する企画を、複数のNPOが連携して提案

③概要 行政課題に基づく、NPOからの提案公募型

県が抱える行政や地域の課題をテーマとし、市民活動やボランティア活動などを実施しているNPOなどから、事業の企画提案を募集した。

応募団体と事業担当課とで提案内容を協議したのち、書類審査とプレゼンテーションによる審査を経て実施団体を決定し、担当課と委託契約を締結、協働で事業を実施した。

④効果

審査前に、応募団体と担当課が協議することにより、連帯感が生まれ、事業を協働で実施する気運が高まった。

また、NPOのネットワークや活動における専門的知識、ならびにNPOならではの柔軟な発想でサービスを提供し、県民のニーズにきめ細かに応えるとともに、NPOと行政が同じ目的を共有し達成することができた。

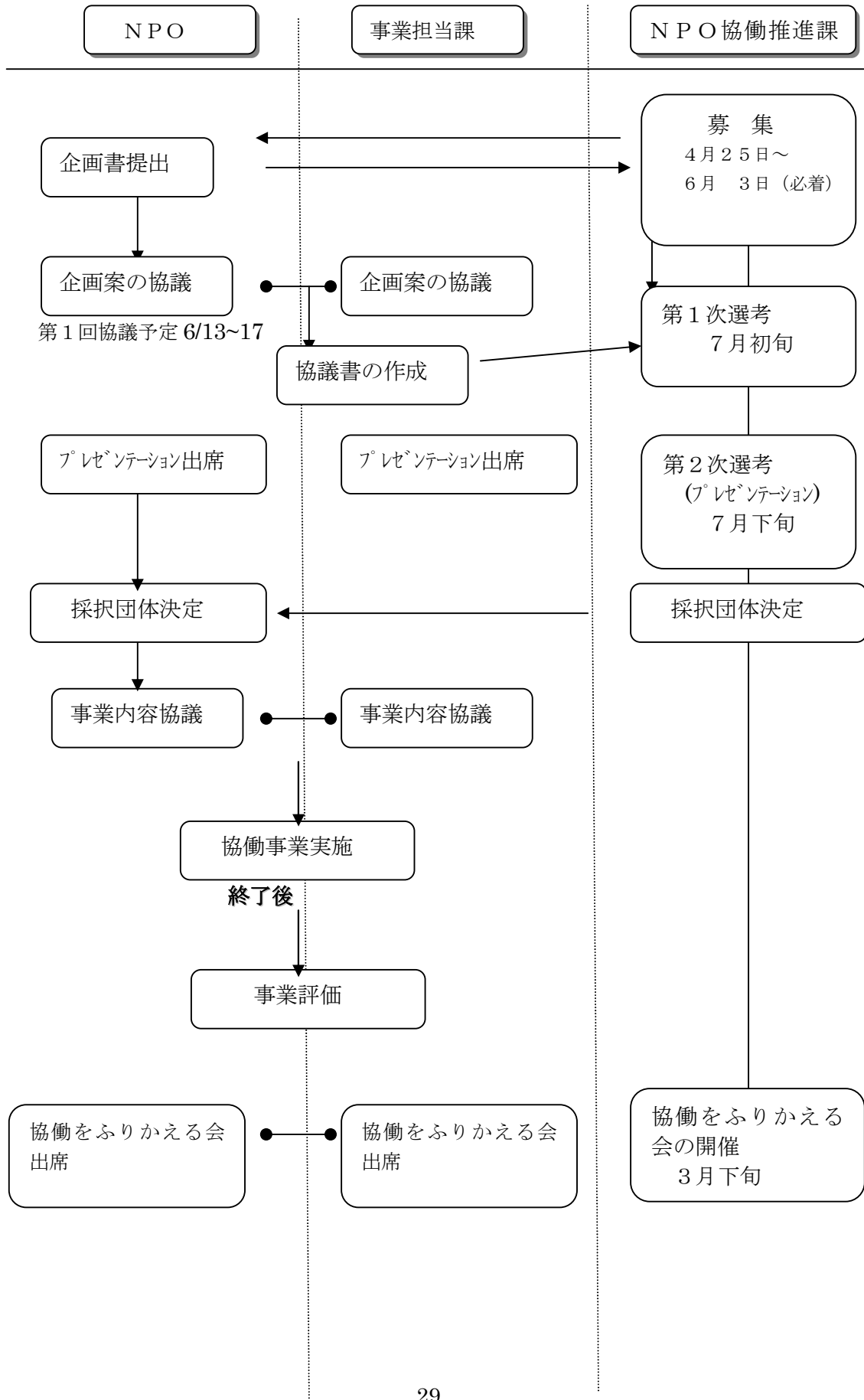
また、NPOと自治会が連携するなど、地域に密着した協働を進めることができた。

⑤課題

- ・さまざまな協働の形態を想定していたが、「補助」は自己資金を必要とするため敬遠された。
- ・公募から協議、審査、採択まで時間を要するため、事業の開始が8月以降になる。
- ・NPOが単に行政の下請けとして位置付けられているのではないか。
- ・協働事業を、次年度以降にどのようにつなげていくのか。

(参考)

★ 平成17年度「わかやまNPO協働モデル事業」フロー



(参考資料)

(1) - 2 庁内に広がるNPOとの協働の事例

■ <コミュニティビジネスによるまちづくり> (提案公募型)

1. 担当課 商工労働総務進課

2. 協働事業のきっかけ・背景

地域の諸課題の解決や、地域に根ざした雇用の創出、公的分野におけるきめの細かいサービス提供の手法としてコミュニティビジネスが注目されているなか、本県での認知は進んでいません。

コミュニティビジネスは、地域住民が主体となって、地域の資源を活用しながら、地域や社会の様々な課題の解決にビジネス手法で取り組むもので、地域の活性化や雇用の創出につながるものと期待されています。

そこで、商店街の活性化、地域密着型サービス業の創出、地場産業の活性化など地域産業の振興や雇用の創出を図るため、コミュニティビジネスについての普及・啓発並びにモデル事業の創出支援を平成17年度から開始しました。

3. 事業概要

①協働の形態 補助

- ②事業名 『コミュニティビジネスによる商店街・地域創生事業』（平成17年度：新規）
☆一般部門：地域産業活性化、地域づくり、教育・子育て支援、福祉、環境保全など
☆商店街振興部門：商店街活性化に寄与する事業

- ③概要 コミュニティビジネスに関連する提案公募型
事業主体は、NPO法人、株式会社、任意団体、個人など、法人格不問

他地域のモデルとなるようなコミュニティビジネスを公募、選定し、創業を支援する。
モデルに選定された事業者に対しては、創業又は事業発展にかかる経費の1/2を限度として（上限200万円）補助する。
また、モデルに選定された事業者は1団体につき2回まで、運営面、経営面等で専門家によるアドバイスを受けることができる。

④効果

コミュニティビジネスについて、普及啓発を進めるとともに、モデル事業の創出を支援することによって、関心が高まり、今後、地域住民がコミュニティビジネスに取り組むことが増え、地域の活性化や雇用の創出につながるができる。

⑤課題

- ・コミュニティビジネスへの普及啓発を進め、関心を一層高めていくことが重要である。
- ・コミュニティビジネスの創業等を支援する中間支援機能の創出が求められている。
- ・コミュニティビジネスの創業等の資金支援の仕組みづくりも課題である。

■＜住民主体のまちづくり＞（提案公募型）

1. 担当課 住宅環境課

2. 協働事業のきっかけ・背景

県は、魅力ある地域づくりのために、県民の主体的な活動と県民相互の連携により、美しく活力のある、いつまでも住み続けられるまちづくりが必要であると考えます。

そこで、地域で生活している県民の皆様のまちづくりに対する発想や、ネットワーク、活動における専門知識、ノウハウ及び民間団体ならではの発想が、多様な県民ニーズに応えるためぜひ必要と考えています。

まちづくり団体ならではのまちづくり活動の提案を募集し、実施することによって、地域と行政が同じ目的を共有し達成することで、これからの「まちづくり」のモデルを策定していくことを目的とします。

3. 事業概要

①協働の形態 委託

②事業名 『手づくりのまちづくり推進モデル事業』（平成17年度：新規）

③概要 まちづくり活動に関連する、県民（NPOを含む。）からの企画提案型

広く県民から地域の課題解決や活性化の提案を募集し、優れた提案を実現するため、住民合意の形成、試験的なイベント開催、現実手法の検討等、具体的活動の実施を提案団体に委託し、住民主体のまちづくりを支援する。

④効果

地域住民主体の活動により、行政主導では発想困難、実現困難な課題を県民主導により解決する住民主体のまちづくりを実現する。

⑤課題

- ・まちづくりのリーダー的な人材の育成について

まちづくりを考え、実行する場合、強力なリーダーシップが必要であり、県内で住民主体のまちづくり活動が未発達な状況の中、この事業を通じてリーダー的な人材の育成に取り組む必要がある。

- ・地元住民とNPO等のまちづくり団体との協働について

まちづくり活動は地域に定着してかつ地域住民との合意形成が不可欠。

事業実施に当たり、地域とNPO等の関わり状況について、助言していく必要がある。

■＜呆けても安心して暮らせる社会を目指して＞

1. 担当課 長寿社会推進課
団体名 呆け老人を抱える家族の会 和歌山支部

2. 協働事業のきっかけ・背景

NPOからの企画提案事業。

高齢化に伴い、県内の痴呆性高齢者が増加するなか、痴呆症患者を抱える介護家族は大きな精神的負担を感じている。

しかし、こうした家族に対するケアや適切な情報を提供するところは県内になく、介護家族らで構成するNPOが「平成15年度NPOからのふるさとづくり企画提案」事業に応募、情報提供と電話相談業務を提案。県も同じような経験を持つ家族による支援が有効であると考え、協働で行うこととなった。

3. 事業概要

①協働の形態 委託

②事業名 痴呆性高齢者相談啓発（痴呆ケア相談）

事業年度 平成16年度から

③概要 痴呆患者の介護者支援のための電話相談業務

電話相談「わかやま痴呆なんでも相談」

- ・県内からの相談は通話料無料。
- ・相談員は痴呆家族の介護経験者
- ・総合的な痴呆相談・・・治療、ケア、介護サービスの利用、金銭管理等
- ・介護者の心のケア・・・ピアカウンセリングで介護者のストレスを軽減
- ・その他・・・貴重な人材である経験者が研修を受講、相談員の質の向上を目指す。
- ・記録と検討・・・相談記録を貴重な資料とし、今後の支援を検討

④効果

従来、痴呆患者のケアが中心であったが、介護家族に対する情報提供や相談業務を行うことで、患者と家族を総合的に支援し、在宅で安心して暮らすことができる社会づくりに貢献することができた。

4. 参考

その後、上記団体により初期痴呆、若年性痴呆の介護者のグループによるピアカウンセリングや家庭訪問も併せて行っている。

■<「ひきこもり」者の居場所づくり>

1. 担当課 健康対策課
団体名 (特活) エル・シティオ 、 ハートツリーハウス

2. 協働事業のきっかけ・背景

従来から活動しているNPOへの運営補助。
長期間にわたり自宅に引きこもる若者が社会問題化する中、彼らが社会（人）と関わっていけるよう手助けし、居場所づくりや家庭訪問を実践するNPOらが、「和歌山県社会的ひきこもり支援連絡会議」を結成し、県に活動支援を求めた。

3. 事業概要

①協働の形態 補助

②事業名 「社会的ひきこもり」者社会参加促進事業

事業年度 平成16年度～

③概要 社会的ひきこもり者を支援しているNPOを、「社会的ひきこもり者社会参加支援センター」として指定。

「ひきこもり」者の居場所の提供、家庭訪問による当事者・家族の支援、家族を対象とした教室や集いの場の企画、回復途上の「ひきこもり」者に対する就労支援などを行う。

④効果

公的機関の持つ公共性と民間の持つ柔軟性や即応性が連携し、支援の幅の拡大が期待できる。

4. 参考

- ・開所時期 (特活) エル・シティオ 平成14年9月 (和歌山市)
ハートツリーハウス 平成15年5月 (田辺市)
- ・平成15年度NPOからのふるさとづくり企画提案事業 (NPO協働推進課) では、「不登校の子どもたち・閉じこもりがちな青年たちを支援するサポーター養成講座とその家族への出前支援事業」が採択、実施されている。
(実施団体：(特活) レインボーハウス)

■＜人が育てる 人を育てる森＞

1. 担当課 森林整備課
団体名 特定非営利活動法人根来山げんきの森倶楽部

2. 協働事業のきっかけ・背景

「和歌山県立森林公園根来山げんきの森」は、平成9年に根来山国有林を195ha購入し、「人が育てる森、人を育てる森」をコンセプトに、県民が森林を見るだけでなく、様々な森林体験を出来るような公園を目指して整備を行ってきた。

そんな中、平成11年に、県民参加型の森林公園作りを目指して、当該公園をフィールドとする森林ボランティア団体「根来山げんきの森倶楽部」が結成され公園を整備する段階から行政と協働し、森づくりや自然観察会などのイベントの開催等、活発に活動を実施してきた。

公園は、平成14年春に一部オープンすることとなり、公園管理や体験活動の提供の人材として、根来山げんきの森倶楽部の森林ボランティアを活用し、公園の利活用を図っていくこととなった。

3. 事業概要

①協働の形態 委託

②事業名 根来山げんきの森利活用促進事業

③概要 森林ボランティアを活用した公園の管理運営

・目的

平成14年春に一部オープンを行った根来山げんきの森において、ボランティア人材を活用して維持管理するとともに、森林体験や森林ボランティアの基地として利活用を促進する。

また、その際の指導等も当該公園で力強く活動している森林ボランティア「特定非営利活動法人根来山げんきの森倶楽部」の倶楽部員を登用し、民間活力による森林づくり推進体制を確立する。

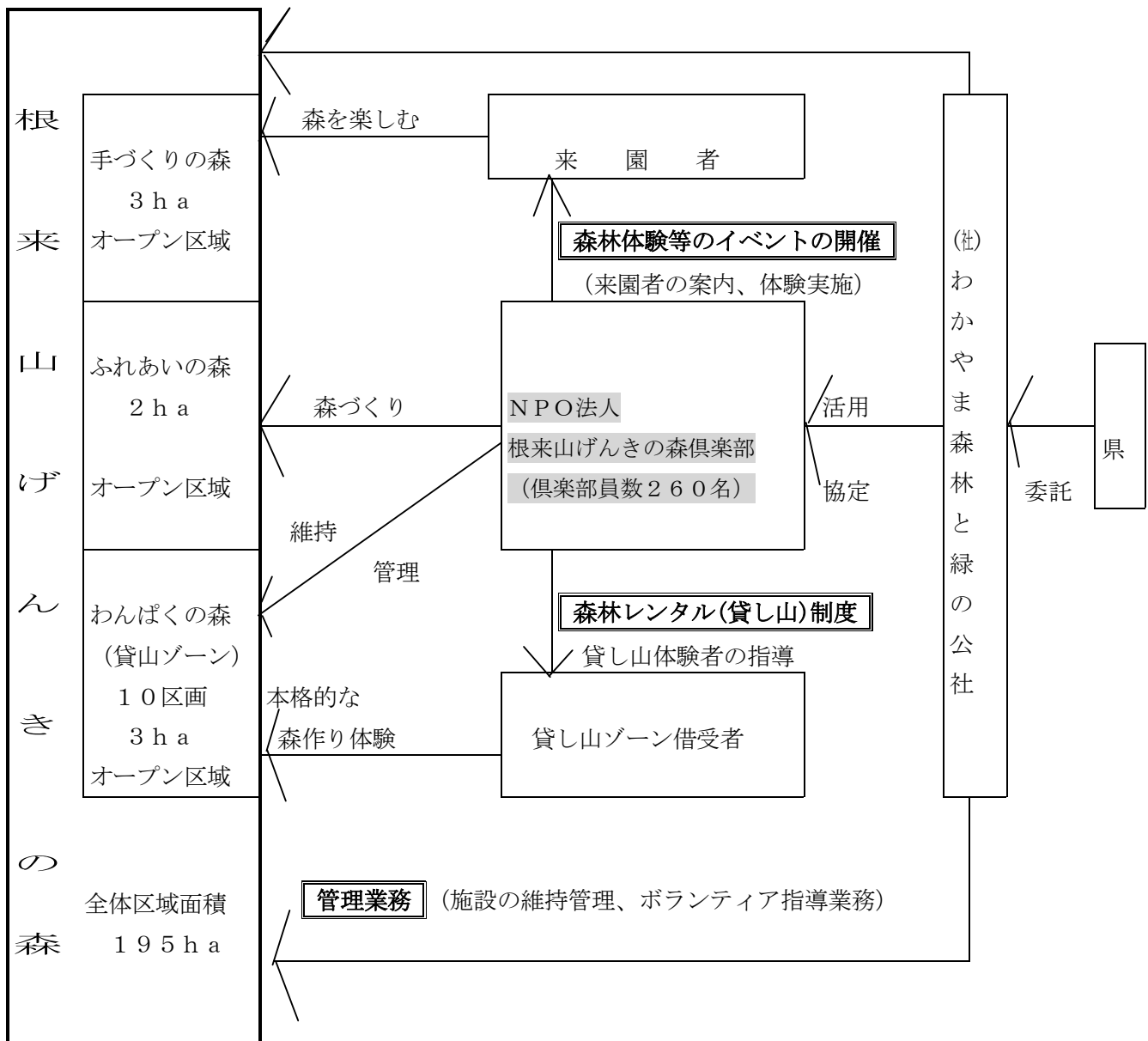
・手法

来園者に対するガイドや各種体験メニューを実施する森林体験等のイベントの開催、より多くの県民の森林作り体験に資する「森林レンタル（貸し山）制度」、公園の全体的な管理の「管理業務」を展開

④効果

公園整備などの管理業務だけでなく、イベントのインストラクターなどに経験豊かな森林ボランティアを活用し、県民に自分たちで育てた手作りの森という意識を持ってもらうことができた。

＜平成17年度までの事業体系図＞



4. 平成18年度以降の予定

当該公園は、平成18年度以降指定管理者による管理委託を行うこととなっており、公募、選定を経た結果、わかやま公園管理協会（代表団体：社団法人わかやま森林と緑の公社、構成員：特定非営利活動法人根来山げんきの森倶楽部）に管理委託が行われる予定である。

(2) — 1 平成17年度和歌山県におけるNPOとの協働の現状

(特活)は特定非営利活動法人の略

課室名	事業名等	事業の概要	団体名	NPO関連 予算額 (千円)	協働の 形態	選定 方法
広報室	わかやま県民意識調査	県民の県政に対するニーズ・期待・評価等の把握及び現時点における新たな課題に対する県民意識の把握を行い、県の施策及び予算に反映させるための意識調査を行う。	(特活)わかやまNPOセンター		企画立案への参画 事業協力	
文化国際課	第59回県展	県民の美術への関心を深め文化振興を図るため「洋画、日本画、書、写真、工芸、彫塑、華道」の7部門の公募による展覧会を開催(開催場所:和歌山市、上富田町、新宮市、橋本市)	和歌山県美術展覧会開催実行委員会(事務局:和歌山県美術家協会)		共催 実行委員会	指定
文化国際課	県民文化祭開催	広く県民にその文化活動の発表の機会と優れた音楽、舞台芸術等を鑑賞する機会を提供することにより、県民の文化活動の機運を高揚するため、県民文化祭を開催(参加団体:県内文化団体・市町村等、開催時期 9月～12月)	参加団体:(県内文化団体(42団体))		共催	公募
総合防災課	県民防災啓発事業 (防災ボランティアコーディネーター等研修)	災害時のボランティア活動の中心的役割を担うボランティアコーディネーターの養成を目的として研修を実施	(特活)日本災害救援ボランティアネットワーク	300	委託	指定
総合防災課	地域防災力向上事業	地域防災リーダー研修事業を実施し、自主防災組織率を向上させ、地域防災力の向上を図る。研修のうち、災害図上訓練を担当。	(特活)日本災害救援ボランティアネットワーク		事業協力	
総合防災課	東南海・南海地震対策事業 (和歌山県防災総合訓練)	県・市町村・防災関係機関・地域住民が一体となった訓練を実施	県内の各種団体		事業協力	
総合防災課	防災 (わかやま協働モデル事業)	東南海・南海地震に備え、地域自治組織などと連携し、地域密着型の地震・津波防災対策プランを協働で作成し、実行する。	地域通貨わかかの会 片男波自治会 片男波老人会 あしべ婦人会 ほか	900	委託	公募
人事課考査・研修室	職員研修事業 (新規採用職員研修: 高齢者擬体験)	新規採用職員を対象とした研修の中で、うらしま太郎の機器(高齢者擬体験グッズ)を装着し、高齢者の日常を擬似的に体験することにより、高齢者の身になって考える職員を養成	(特活)WACわかやま	297	委託	指定
人事課考査・研修室 (NPO協働推進課)	職員研修事業 (オープンセミナー) (NPO入門研修) (NPOとの協働研修)	オープンセミナー(2時間) NPO・ボランティア及び行政との協働に関する基礎的理解、協働に取り組むことによる公務員の意識改革 基礎編(1日) NPOに関する基礎的知識や概念の習得、活動事例紹介 応用編(2日) NPOとの協働を実施する上で必要な知識・課題等の習得、協働事例紹介	(社福)大阪ボランティア協会	300	委託	指定
医大附属病院病院課	病院ボランティア (付属病院)	病院ボランティアとして活動 外来、病棟、来院者のフロア案内、介助等 小児科病棟、プレイルームでのお話会 整形外科病棟における入院患者のお世話	登録されたボランティア		事業協力	

企画総務課	地域再生等プロジェクト推進事業 (観光交流空間づくりモデル事業)	「紀伊山地の霊場と参詣道」広域連携観光交流空間推進協議会が近畿地方整備局の支援を受けて、協議会とNPO法人が協働で下記事業を実施 「紀伊山地広域観光交流空間づくり推進調査」(もてなしの宝さがし調査)	(特活)観光力推進ネットワーク・関西		委託 (国土交通省)	指定
企画総務課	熊野健康村構想推進事業	NPO法人、財団法人、民間事業者(3セク)による連携組織、熊野健康村「癒し・健康サービス産業」協働事業体を実施する健康をテーマとした集客交流サービス事業等に対して補助。	(特活)和歌山観光医療産業創造ネットワーク 特定非営利組織 熊野本宮	11,800	事業協力 補助	指定
地域振興課	世界遺産推進 (世界遺産地域支援)	高野・熊野・大辺路の各地域の世界遺産協議会がNPO等民間団体と協働しながら実施する世界遺産の保存と活用に向けた地域活動等に対し、支援する。	大辺路富田坂クラブ、大辺路刈り開き隊、紀南文化財研究会、高野山町石道語り部の会、高野町ロータリークラブ、国際熊野学会、本宮町語り部の会、熊野自然保護連絡協議会、南紀生物同好会、熊野歴史研究会	4,500	企画立案への 参画 事業協力	指定
人権政策課	人権課題克服のための調査・支援 (就労ナビ事業)	人権課題により就労が実現できない就労困難者等に対し、就労ナビ専門員(NPO団体も想定)がひとりひとりに応じた支援を行うことにより、人権課題を克服し、就労に結びつける。(市町への補助)	NPO「まち」	5,254	市町村への補助	市町村が 選定
人権施策推進課	人権啓発推進 (ふれあい人権フェスタ)	県内の人権に関わる活動を展開するNPO等民間団体と協働して、人権啓発を目的とするフェスティバルを開催する。 (財)和歌山県人権啓発センターへの委託事業)	NPOや企業、関係団体など、約120団体		事業協力 (企画運営会議や出展展での参加)	公募
人権施策推進課	人権啓発推進 (人権を考える公開講座)	NPO等民間の協力も得ながら、人権に関するさまざまなテーマで講演会を開催する。 (財)和歌山県人権啓発センターへの委託事業)	和歌山県精神障害者団体連合会「紀の国会」、和歌山ダルク、ひきこもり自助会「知音」、AA田辺ミーティング、和歌山県断酒連合会、性同一性障害自助会「チーム紀伊水道」		事業協力	随時
人権施策推進課	人権啓発推進 (人権ギャラリー)	人権啓発センターの人権ギャラリーをNPO等に貸し出したり、協働で人権啓発の展示を行う。 (財)和歌山県人権啓発センターへの委託事業)	障害者市民の夏祭り実行委員会		公共施設の提供	随時
人権施策推進課	人権尊重の社会づくり推進 (民間人権啓発活動委託)	人権意識の高揚を図るための事業を、人権啓発センターを通じてNPO等の団体に委託して実施する。(上限500千円)	グレイプフルーツ、(特活)レインボーハウス、和歌山市障害児者地域生活支援協議会、和歌山県精神障害者団体連合会、(特活)ヒューネット新宮他、計15団体	5,000	委託	公募
情報政策課	情報交流センターBig・U 運営管理	地域情報化の拠点として田辺市に整備した県立情報交流センターBig・Uの運営管理に指定管理者制度を導入。 指定管理者の業務 1. 施設維持管理業務 2. 総合窓口業務 3. 施設活用事業実施業務 指定の期間 平成17年1月～平成19年3月	(特活)和歌山IT教育機構	89,940	公の施設の管理運営	公募
情報政策課	IT (わかやまNPO協働モデル事業)	県民及び県内各種団体が容易に情報発信でき、相互連携も可能なウェブサイト「わかやま情報発信プラットフォーム(デモ版)」を構築し、利活用に関する実証実験を行う。	(特活)和歌山インターネット市民塾、(特活)わかやまNPOセンター、和歌山アクティブネットワーク ほか	900	委託	公募
情報システム課	コンピュータ運営 (セキュリティポリシー策定)	県民の個人情報の漏洩、情報システムの停止による業務の停止等を防ぐため、職員が遵守すべき必要な事項及び個人情報の漏洩等の事故が発生したときの対応方法を文書化し、周知徹底を図る。	(特活)情報セキュリティ研究所	7,455	委託	指定

環境生活総務課	自然公園保護管理 (生石高原すずき草原 清掃活動費補助)	生石高原県立自然公園内の生石ヶ峰頂上周辺 のすずき高原の景観を保全するとともに、当該地 の貴重な生態系を維持するため、県立公園生石 高原観光協会が実施するすずき草原の保全及び 再生事業に対し、補助	県立公園生石高原観光 協会	128	補助	指定
環境生活総務課	わかやまSTOP温暖化 戦略(地域環境保全 活動支援事業)	NPOや企業等が行う地球温暖化防止や循環型 社会形成のための自主的・積極的な取り組み で、地域の広がりや継続的に期待できる環境保 全活動に関する補助	・フォレストリング中紀 会・城山台サポートセン ター・根来山元気の森 倶楽部	1,000	補助	公募
環境生活総務課	海洋環境保全 (わかやまNPO協働モ デル事業)	海中生物の多様性と海中景観保全のため、田辺 みなべ沖の「ニサキサゴ」と、その周辺のサゴ群 落基礎調査を実施。 また、地元密着の保全活動継続のため、紀州灘 ネットワークを呼びかける	紀州灘環境保全の会	700	委託	公募
県民生活課	日曜日消費生活相談	NPOと協働し、毎週日曜日、架空請求に関する 電話相談〈架空請求110番〉を開設	(特活)わかやま暮らしふ あいど	812	委託	指定
NPO協働推進 課	NPO協働モデル事業	行政や地域が抱える課題に対して、NPOと行政 あるいはNPO同士が協働事業を実施する。 ①行政との協働コース NPOから企画提案を公募→応募があった企画 について事業課とNPOとで協議書を作成→採択 したNPOと事業課協働で実施。 ②NPO連携コース 県内のNPOが複数連携して、地域に密着した課 題を解決するための企画事業を公募する。	①紀州灘環境保全の会、 ウイメンズネット・和歌山、 (特活)和歌山県手をつな ぐ育成会、古道の里に花 と愛、(特活)情報セキュリ ティ研究所、ありんこの会 ②地域通貨わかかの会、 (特活)わかやまインター ネット市民塾	5,842	委託 補助	公募
NPO協働推進 課	NPO活動支援地域セン ター整備事業	NPO活動をサポートする地域の拠点を整備。 地域センターを運営する中間支援組織に、3年間 限定で支援する。	(特活)ネットワーキング 紀北	2,536	補助	公募
NPO協働推進 課	NPO推進事業	・NPO活動の支援、促進(情報誌の発行、NPO 講座、リーダー養成講座開催、窓口相談業務) ・パートナーシップ協議会運営(NPOと行政の協 働) ・NPO研修 ・法人認証	(特活)わかやまNPOセ ンター	10,634	委託	公募
NPO協働推進 課	NPOサポートセンター運 営	NPOの活動拠点、サポートセンターの管理運営 ・NPOの活動拠点の提供 ・活動用資機材の貸与 ・各種情報提供 ・NPO関連資料の閲覧 ・NPO活動相談	(特活)わかやまNPOセ ンター	3,340	情報提供 公共施設等提供	
青少年課	いこうやくまの!緑 の探検隊	子ども達が、高野・熊野地方でホームステイし、 自然体験や就業体験、文化交流等を行うことに より、社会性や自主性を養う。 ○緑の探検隊「W・kids(ワカヤマ・キッズ)」の隊員募 集(県内外小学5年生～中学3年生100名) ○2泊3日の日程で隊員を受け入れ、自然体験、 就業体験、文化交流等の活動を実施することが 可能なNPO団体の育成を図る。	・海友会 和歌山ブロック ・Big Brothers and Sisters Movement 21 School ・ゆめ倶楽部21 ・くろーばーコミュニティス クール ・とんぼくらぶ	2,000	委託	公募
青少年課	青年よ!NPOからはじ めよう	社会との関わりが希薄な青年を対象にNPO活動 への参加を促し、社会性を醸成する。 ○NPO団体への体験入団 ○NPO団体と青年との意見交換会 ○ステップアップ研修の実施 ○リーダー養成研修の実施	・海友会 ・Big Brothers and Sisters Movement 21 School ・紀州おまつりプロジェク ト実行委員会 (・JICA)	611	企画立案への 参画 研修会講師派 遣	指定
青少年課	青年長期社会体験活動	ひきこもりなど社会との関連が希薄な青年(高校 生年齢相当以上)が社会の中で、自ら行動できる ようになるために福祉作業所等での社会体験参 加を支援する。 ○企画運営会議の実施(庁内関係課、NPO団体 等) ○社会体験事前研修会の開催 ○社会体験事業の実施	・(特活)レインボーハウ ス ・(特活)エルシエオ ・(社福)麦の郷ハートフ ルハウス	1,440	委託 企画立案への 参画	指定
男女共生社会推 進課	女性への暴力追放支援 事業(DV被害者支援ボ ランティア育成講座開 催)	DV被害者支援ボランティアステップアップ講座 開催	ウイメンズネット・和歌山	400	委託	指定

男女共生社会推進課	男女共生行政推進事業 (一時保育ルーム設置)	県の行事で一時保育を実施	・(特活)WACわかやま、のびのびキッズ海南、(特活)fun-fun、託児ルーム アリス、チューリップの会託児チーム、子育てサポートCOCO、(特活)南紀こどもステーション、子育てサポートキッズクラブ		委託	指定
男女共生社会推進課	チャレンジ・ロールモデル取材事業	チャレンジしている女性・団体のロールモデルを取材し、紹介する。	プロジェクト2000あらん	359	委託	指定
男女共生社会推進課	男女共生社会推進センター運営(りいぶる自主企画事業)	女性団体やグループが実施する女性の交流や社会参画に向けた自主的な企画開催のためにセンターの研修室等会場として提供			公共施設等の提供	
男女共生社会推進課	男女共同参画推進地域プロジェクト(ふるさとづくりタウントーク)	男女共同参画について、わかりやすく、講話などから地域住民が地域で活かせる方法を模索する機会を提供し、男女共同参画によるまちづくりへの意識づけをはかる	プロジェクト2000あらん	1,437	委託	指定
男女共生社会推進課	DV相談窓口の設置(わかやまNPO協働モデル事業)	紀南地方におけるDV相談体制確立のため、講座開催による学習や啓発、相談窓口をモデル的に設置するなど、地域のサポート体制の基礎を築く。	ウイメンズネット・和歌山	700	委託	公募
子育て推進課	母子等福祉推進 (日常生活支援)	ひとり親家庭が修学などの自立促進に必要な事由や疫病などの社会的な事由により、一時的に介護、保育のサービスが必要な場合に支援員を派遣する事業	(特活)WACわかやま	93	委託	指定
子育て推進課	母子家庭就業・自立支援 (就業支援講習会)	母子家庭の母等を対象に就業に結びつきやすい就業支援講習会を開催する際の保育サービスを行う	(特活)南紀こどもステーション	338	委託	入札
子育て推進課	地方型つどいの広場事業	地方型地域において、近隣に子どものいない子育て家庭や緑の雇用事業等による転入家庭が孤立することがないよう、「子育てほっとスペース」を開設することにより、地域における子育て支援サービスの充実を図る。	本宮あすなろ会	1,000	委託	指定
子育て推進課	子育て支援(わかやまNPO協働モデル事業)	地域のボランティア等による障害児のための放課後児童サークル支援等により、地域における子育て支援を推進する。	ありんこの会	350	補助	公募
長寿社会推進課	認知症ケア相談事業	認知症高齢者のケアは介護家族の役割が重要なことから、認知症介護の経験者による電話相談を行うとともに訪問カウンセリングを実施する。	呆け老人をかかえる家族の会	970	委託	指定
障害福祉課	身体障害者福祉振興事業 (知的障害者療育事業)	知的障害者の社会参加を促進するため団体が開催する事業事業に対して補助を行う。	(特活)和歌山県手をつなぐ育成会	236	補助	指定
障害福祉課	小規模通所授産施設等移行促進事業	小規模通所授産施設等の法定施設へ移行を希望する小規模作業所に対して、移行を促進するための事業を実施する。	(特活)経営指針認証機関	1,003	委託	指定
障害福祉課	知的障害者の権利擁護(わかやまNPO協働モデル事業)	知的障害者の権利擁護のための相談窓口開設と、弁護士による法律相談、警察機関との意見交換会など成年後見制度の普及啓発を行う。	(特活)和歌山県手をつなぐ育成会	700	委託	公募

健康対策課	エイズ予防対策 (エイズ対策促進事業)	エイズカウンセリングに関する委託契約を締結し、患者及びその家族の心のケア等を実施。	(特活)HIVと人権情報センター	3,042	委託	指定
健康対策課	エイズ予防対策 (エイズ対策促進事業)	エイズに関する不安、相談に対応するため、夜間電話相談に関する委託契約を行い、不安の解消や正しい知識の普及に努めている。	(特活)HIVと人権情報センター	606	委託	指定
健康対策課	「社会的ひきこもり」者 社会参加促進	NPO等民間団体が実施する『「ひきこもり」者社会参加支援センター(以下「センター」という。)]を指定し、運営費を補助。補助を受けたセンターは、以下の業務を行う。 1. 「ひきこもり」者に対する居場所の提供 2. 「ひきこもり」者及びその家族からの相談 3. 「ひきこもり」者及びその家族への家庭訪問 4. 「ひきこもり」者の就労支援及び修学支援	(特活)エルシティオ (特活)ハートツリーハウス	6,316	補助	指定
薬務課	薬物乱用対策事業 (夜間における薬物相談電話及び家族教室の開催業務委託事業)	薬物の乱用が犯罪であることから、薬物依存者やその家族は相談しにくい状況であるため、気軽に相談できる場所をつくり、依存者の立ち直りを支援する。	和歌山県BBS連盟	450	委託	指定
商工労働総務課	コミュニティビジネスによる商店街・地域創生	コミュニティビジネスを振興し、地域産業の振興、地域密着型サービスの創出、雇用の創出を図るとともに、特に地域の中心地である商店街の活性化を図る手段としてコミュニティビジネス導入を支援する。 ・ワークショップ・個別相談会の開催 ・ガイドブックの作成 ・シンポジウムの開催 ・モデル創出支援(8つのモデル事業選定)	(特活)自然回復を試みる会他7団体	5,000	補助	公募
マーケティング企画課	観光センター運営 (物産部門紹介・展示委託)	東京有楽町にあるアンテナショップ「わかやま喜集館」における県産品の紹介・展示業務委託	(特活)ふるさと往来クラブ	3,150	委託	指定
労働企画課	ファミリー・サポート・センター設置促進事業	○ファミリー・サポート・センター設置市町村への運営費補助金の交付 ○センター設置市町村のアドバイザーの研修 ○センター未設置市町村に対する設置促進	(特活)こころとからだの総合教育「育夢学園」(橋本市) (特活)南紀こどもステーション(田辺市)		・県から市町村へ補助 ・市町村がセンター運営(NPO法人等に委託)	市町村が選定
雇用推進課	障害者就業支援事業	障害のある人の一般就労に際して、ジョブサポーターを派遣及び働く場の企業開拓	和歌山県精神障害者家族会連合会	3,593	委託	指定
農村計画課	中山間ふるさと・水と土保全対策事業 (モデル的保全活動普及事業)	農地や土地改良施設が持つ本来の役割や多面的機能の発揮を目的として、地域住民と都市住民が参画した農地や農業用水利施設の保全活動を住民組織等に委託して行う。	(特活)ふあーむいん紀州日高、(社)西川保郷会、古座川トポの会、岩出町立上岩出小学校校友会、清水町立八幡小学校保護者会、上芳養東山地区農村環境改善事業組合	1,496	委託	指定
農村計画課	農村地域の環境保全 (わかやまNPO協働モデル事業)	熊野古道沿いの休耕田などに睡蓮や山野草を植栽し、周辺の環境美化と地域の農村風景復活を図る。	古道の里に花と愛	700	委託	公募
新ふるさと推進課	新ふるさと創り推進 (新ふるさと創りパイロット地域支援補助金)	「新ふるさと創り」を主体的に進めているモデルとなる住民団体を、他の地域活動の参考事例となるように支援する。	体験農業部会 中津村都市農村交流推進協議会 古座川溪流塾	1,500	補助	公募
新ふるさと推進課	新ふるさと創り推進	ふるさと帰郷運動を促進しているNPO団体との連携により、UIターン希望者に対して情報発信を行う。 (和歌山県が右記法人の団体正会員)	(特活)ふるさと帰郷支援センター	50	事業協力	
新ふるさと推進課	「企業の森」育成支援	NPOや企業、労働組合などの民間活力を森林整備に導入し、和歌山の森林環境保全を推進する。	(特活)和歌山野球振興協会・夢クラブ (特活)原風景		事業協力	

林業振興課	「健康・安心」紀州材製品普及促進事業 (木とのふれあい促進事業)	木材の持つ優れた特性や木材の利用意義等についての普及啓発を図るため、シンポジウム等の各種行事の開催、パンフレット等の普及啓発資料の作成・配布を行う。	(特活)みどりと木の文化のまちづくりネットワーク	200	補助	指定
森林整備課	やすらぎの森創造・体験事業(根来山げんきの森利活用促進事業)	平成14年度春に一部オープンした根来山げんきの森を、より多くの県民が活動できるようボランティア的人材をインストラクターとして活用。また、当該公園の一部に設置済みの「貸し山」制度を拡充し、より多くの県民が森林づくりに参加できる体制を確立する。	(特活)根来山げんきの森倶楽部	5,613	雇用の施設の管理運営	指定
水産振興課	海の恵みネットワーク	漁業者と他分野の人が、協調して海洋環境保全や水産資源維持増大に取り組む組織づくりをし、アマモ場造成(NPO委託)などに先進的に取り組むことにより、和歌山県のイメージアップを図る。	(特活)アマモ種子バンク	843	委託	指定
道路政策課	シーニック・ハイウェイ(仮称)	道路を核とした魅力ある地域づくりを行うシーニック・ハイウェイ(仮称)構想推進の活動主体として協働	こだま塾、WINコンコード、(特活)漂探古道、古道の里に花と愛、共育学舎、他紀南地域で活動する団体		事業協力 情報交換	指定
道路保全課	道路維持事業(道路愛護会事業)	道路の愛護思想を普及してその機能を向上させ、道路等の機能をさまたげるような雑草木、ごみ等の障害物の除去につき当該道路等の管理者に協力	道路愛護会(91団体)		事業協力	
道路保全課	道路維持事業(道路アダプト)	県が道具等を支給して、歩道・路肩等の清掃、カーブミラー・ガードレール等の清掃、花壇の管理(草花の植栽、散水、施肥、除草)等の美化活動を行い、地域に対する愛着や誇りを育み快適な道路をつくる。	クロガネモチロード小松原		事業協力	指定
道路保全課 河川課	道路・河川の安全確保 情報提供事業	公共の安全確保の一環として、道路・河川等の損傷箇所等の情報をNPO法人からいち早く管理者にファックス又は電話で情報提供する。	(特活)セーフティー		情報提供	指定
河川課	ラブリバー	河川愛護思想の普及に努め、河川敷の草刈りや清掃活動を行うことを目的に設立された河川愛護会の活動を支援するために奨励金の交付を行っている。	河川愛護会 332団体 (平成18年3月1日現在)	16,255	助成	
河川課	熊野川河川愛護モニター	熊野川に関連した様々な活動を通して河川愛護思想の普及啓発を行うことにより、熊野川の良好な河川環境の整備と保全を図る。	堀敏実、県立新宮高等学校熊野川同好会、前田朋子、朗読グループ「岩出やよい会」		情報提供	公募
住宅環境課	手づくりのまちづくり推進モデル事業	広く県民(NPOを含む)から地域の課題解決や活性化の提案を募集し、優れた提案を実現するため住民合意の形成、試験的なイベント開催、現実手法の検討等の具体的活動の実施を提案団体に委託し、行政主導では発想困難、実現困難な課題を県民主導により解決する県民主体のまちづくりを支援する	和歌の浦フォーラム、(特活)城山台サポートクラブ、う・ら・ら会、田原婦人会、橋本市まちの歴史資料保存会、ひのくまグリーンクラブ、(社)和歌山県建築士会和歌山市支部	6,000	委託	公募
海草振興局 県民行政部 地域行政課	地域・ひと・まちづくり補助事業	振興局管内の市町村や民間の地域づくり団体等が行う個性的で魅力ある地域づくり事業に要する経費について、補助	①美里ふるさと村運営協議会 ②紀州お祭りプロジェクト実行委員会 ③(福)くじら福祉会応援団 ④のかみふれあいマラソン実行委員会 ⑤海南まるごと体験ツアー実行委員会 ⑥元気市in海南 ⑦(特活)子育て・あそびサポートばお ⑧和歌の浦ルネッサンス実行委員会 ⑨シネマバンク	5,032	補助	公募
那賀振興局 県民行政部 地域行政課	地域・ひと・まちづくり補助事業	振興局管内の市町村や民間の地域づくり団体等が行う個性的で魅力ある地域づくり事業に要する経費について、補助	(特活)アイヌ文化研究会 (特活)ふきのとう	600	補助	公募
伊都振興局 県民行政部 総務課	地域・ひと・まちづくり補助事業	振興局管内の市町村や民間の地域づくり団体等が行う個性的で魅力ある地域づくり事業に要する経費について、補助	(特活)ネットワーキング 紀北	300	補助	公募

伊都振興局 県民行政部 地域行政課	地域・ひと・まちづくり補助事業	振興局管内の市町村や民間の地域づくり団体等が行う個性的で魅力ある地域づくり事業に要する経費について、補助	神野々夏祭り実行委員会、かつらぎ町商工会笠田支会、かつらぎ町”ええやんか よむらまつり”実行委員会、中将姫旧跡保存委員会、かつらぎ町・花園村合併記念特産品フェア実行委員会、(特活)ネットワーク紀北、天野土地改良区	2,750	補助	公募
伊都振興局 建設部 企画調査課	道路調査事業 (国道480号(矢立～大門)道路整備計画検討業務)	世界遺産「高野山」への主要アクセス道路である国道480号(高野町・矢立～大門)間の改修計画を立てる上で、世界遺産という特色を行かし、地域共通の価値観を反映した計画策定が重要視されていた。そこで、地域住民の代表者からなる「聖山高野街道ワークショップ」を設置し、計画策定の初期段階から地域と協働で課題の整理やその対応策等について討議を進め、計画への提言のとりまとめに向け取り組んでいる。	・高野文化圏事業推進の会 ・女性会議 ・高野山町石道語り部の会 他		企画立案への参画	指定・互選
有田振興局 県民行政部 地域行政課	地域・ひと・まちづくり補助事業	振興局管内の市町村や民間の地域づくり団体等が行う個性的で魅力ある地域づくり事業に要する経費について補助	有田うまいもんまつり実行委員会、(社)有田青年会議所、濱口梧陵まつり実行委員会	2,200	補助	公募
日高振興局 県民行政部 総務課	日高地方青少年を育てる地域づくり事業	「青少年」と「大人」の共同作業により相互理解と青少年の健全育成を図る。①環境シンポジウムの開催、②自然林再生事業	日高地方青少年を育てる地域づくり事業実行委員会	270	委託	指定
日高振興局 県民行政部 地域行政課	振興局政策コンペ事業 (日高地方ええとこ新・再発見事業)	日高地方観光の中核である「道成寺」を古典芸能のメッカとして位置付け、「文楽」の講演。また、「あやめ祭り」の開催による「歌舞伎のまち」としての日高川町のPR、清流「日高川」のPR、スタンプラリーの実施などにより日高地方の歴史、文化、物産、観光をPRし、日高地方の活性化を図る。	おいでよ！日高実行委員会	2,989	補助 共催・実行委員会	指定
日高振興局 県民行政部 地域行政課	地域・ひと・まちづくり補助事業	市町村や民間の地域づくり団体等が行う個性的で魅力ある地域づくり事業に対する補助	中津有機の里づくり協議会 切目川エコクラブ 寒川地区ホテル保存会	3,700	補助	公募
西牟婁振興局 県民行政部 総務課	未知普請近畿大会in紀南	国土交通省が提唱する未知普請という精神を各地へ発信しようとする事業の紀南地域版。 【事業内容】 分科会・交流会・オプションツアー ※未知普請・・・道路をはじめとする公共施設を地域と行政が協力して将来を切り開こうとする精神。	紀南地域協働フォーラム実行委員会 (特活)花つぼみ、いのねずみ、NPO 囲炉裏、大塔村世界遺産プロジェクト、上富田町青少年育成町民会議、グループアロー、(財)天神崎の自然を大切に する会、中辺路町語り部の会、(特活)漂探古道、白新会、ビューティフルフラワーズ、ふるさときやらばん応援団		実行委員会	国土交通省紀南河川国道事務所から要請
西牟婁振興局 県民行政部 地域行政課	振興局政策コンペ事業 (熊野参詣道「大辺路」 魅力発掘事業)	大辺路街道の刈り開き隊等を行っている地元民間団体の活動を、道具貸与等により支援する。	大辺路刈り開き隊等		事業協力	指定
西牟婁振興局 県民行政部 地域行政課	地域・ひと・まちづくり補助事業	振興局管内の市町村や民間の地域づくり団体等が行う個性的で魅力ある地域づくり事業に要する経費について、補助	①神濱一正翁顕彰碑建設委員会、②紀州弁慶伝説保存会、③稲成学童保育所保護者会、④ボランティアサークルグループ・プロペラ、⑤龍神村花いっぱい運動推進協議会、⑥龍神はーと、⑦中みのりの会、⑧佐本川いきいき活性化まつり実行委員会、⑨大辺路安居の渡し保存会、⑩句集熊野九十九王子編集委員会	2,550	補助	公募
西牟婁振興局 建設部	道路維持事業	道路敷地内の植樹帯に於ける管理(花の植え付け)	(特活)花つぼみ		事業協力	
東牟婁振興局 県民行政部 地域行政課	地域・ひと・まちづくり補助事業	振興局管内の市町村や民間の地域づくり団体等が行う個性的で魅力ある地域づくり事業に要する経費について、補助	①新宮東牟婁おやこ劇場 ②21世紀文化芸術ネットワーク ③新宮早船会 ④那智勝浦町熊野古道ヒルクライム実行委員会 ⑤「弧の会」実行委員会	2,100	補助	公募

教育委員会 生涯学習課	生涯学習推進の基盤整備 (きのくに県民カレッジ)	人々の生涯にわたる学習活動を支援し、より学びやすい環境を整備するため、NPO等が主催する講座等を取りまとめ、広く情報提供を行う。	ピオトーブ孟子、(特活)紀州ふるさと塾、日本自然環境学習センター、わらびの里、(特活)fun-fun、(特活)根来山げんきの森倶楽部		事業協力	公募
生涯学習課	わかまち地域資源活用塾	身近な生活文化等の地域資源をまちづくりに活用する気運を高めるとともに、学習を重ねた個人やNPOのより広い視野にたった活動を推進するため、NPOと協働して公開シンポジウムや活性化セミナーを開催する。	わかやまヒューマンカレッジアフタースライド実行委員会、総合型地域スポーツクラブ くちまのクラブ、銀聲舎、アトライフムーブメン、オープンガーデンわかやま、青空ギャラリー実行委員会	887	企画立案への参画 事業協力	公募
生涯学習課	予算外事業 (地域ふれあいルームの開設)	公民館をはじめ学校の余裕教室等を活用した様々な体験活動や地域住民との交流活動の実施を、NPOをはじめ市町村域に開設の実行委員会等に委託する	(特活)子ども劇場和歌山センター、(特活)きのくに子どもNPO、(特活)fun-fun他)および市町村域に開設の実行委員会等		委託	公募
生涯学習課	予算外事業 (地域ふれあいルームの開設) (スペース“いばしょ。”・スペース～遊U～の開設)	県内の市町村に開設する「地域ふれあいルーム」のモデルとして「スペース“いばしょ。”・スペース～遊U～」を開設する。	きのくにふれあい子どもセンター実行委員会、スペース～遊U～実行委員会		委託	指定
生涯学習課	予算外事業 (家庭教育子育て支援推進) (推進委員会委員)	家庭教育子育て支援推進事業全般について、企画・立案・運営等の検討や評価を行う。	(特活)WACわかやま		企画立案への参画	指定
生涯学習課	予算外事業 (家庭教育子育て支援推進) (子育てホットサロン等の開設)	家庭教育子育て支援の推進を図るため、様々な学習機会の提供や親子が集い学び合う居場所を開設する。	「スペース～遊U～実行委員会」および市町村域に開設された実行委員会等		委託	指定及び 公募
生涯学習課	予算外事業 (地域ボランティア活動推進)	地域資源を活用した地域ふれあい活動(地域ボランティア活動)の全県展開を推進し、地域の教育力の再生を図る。	市町村域に開設された実行委員会等		委託	公募
生涯学習課	人権教育総合推進 (人権学習ファシリテーター入門講座)	人権学習を参加体験型で行うファンリテーターを養成する。	じんけん楽習塾	1,113	企画立案に 参画 講師依頼	指定
生涯学習課	人権教育総合推進 (障害者教育講座)	障害者の社会参加と生涯学習を支援するために、和歌山県身体障害者連盟、和歌山県視覚障害者福祉協会、和歌山県聴覚障害者協会に事業委託し、「障害者教育講座」を開設する。	和歌山県身体障害者連盟、和歌山県視覚障害者福祉協会、和歌山県聴覚障害者協会	1,041	委託	指定
健康体育課	高校生防災ボランティアスクール	県内すべての全日制高等学校から参加者を募り、防災ボランティアとして活動するために必要な基礎知識、実践的な知識、技術を習得させる。	日本災害救援ボランティアネットワーク	100	事業協力	指定
警察本部 警察相談課	犯罪被害者対策	犯罪等の被害者やその家族の精神的、経済的な被害を軽減するための支援活動 ・ 電話相談等 ・ 相談員養成講座	(特活)紀の国被害者支援センター	700	補助	指定
警察本部 生活安全企画課	生活安全活動 (地域安全活動推進事業)	県民生活の平穏を保持するためには、住民・企業・自治体が互いに連携して、きめ細やかな地域安全活動を展開し、「自主防犯意識の高揚」並びに「犯罪の起こりにくい環境づくり」を推進していくことが重要であり、ボランティアでこれら地域安全活動を推進、指導している「地域安全指導員」の活動に対し補助を行うもの。	地域安全推進委員会	2,230	補助	指定
警察本部 生活環境課	インターネット安全活動の推進 (わかやまNPO協働モデル事業)	インターネットを安全で安心して利用するため、その危険性を周知し、ネットを悪用した犯罪の防止を図るため「わかやまNPO推進モデル事業」の一環として、専門的な知識を有するNPOに「インターネット安全教育」の開催を委託 平成17年8月から平成18年2月までの間に、県下7地区(伊都、那賀、和歌山市・海草、有田、日高、西牟婁、東牟婁)と学校3校の計10カ所において開催	(特活)情報セキュリティ研究所	700	委託	公募

(2) —2 和歌山県において今後NPOとの協働を検討している事業（平成18年度以降）

和歌山県において平成18年度以降NPOとの協働を検討していきたいと考えている事業について、下記に掲載します。

ただし、18年度以降の事業については、平成18年3月31日現在で検討を考えているものです。事情により変更になる場合も考えられますのでご了承願います。

(特活)は特定非営利活動法人の略

課室名	事業名等	事業の概要	団体名	協働の形態	選定方法
文化国際課	第60回県展	県民の美術への関心を深め文化振興を図るため「洋画、日本画、書、写真、工芸、彫塑、華道」の7部門の公募による展覧会を開催 (開催場所:和歌山市、上富田町、新宮市、橋本市)	和歌山県美術展覧会開催実行委員会 (事務局:和歌山県美術家協会)	共催 実行委員会	指定
文化国際課	県民文化祭開催	広く県民にその文化活動の発表の機会と優れた音楽、舞台芸術等を鑑賞する機会を提供することにより、県民の文化活動の機運を高揚するため、県民文化祭を開催 (参加団体:県内文化団体・市町村等、開催時期 9月～12月)	参加団体:(県内文化団体 (42団体))	共催	公募
総合防災課	県民防災啓発事業 (防災ボランティアコーディネーター等研修)	災害時のボランティア活動の中心的役割を担うボランティアコーディネーターの養成を目的として研修を実施。	未定	委託	未定
総合防災課	地域防災力向上事業	地域防災リーダー研修事業を実施し、自主防災組織率を向上させ、地域防災力の向上を図る。 研修のうち、災害図上訓練を担当。	未定	未定	未定
総合防災課	防災訓練の実施事業 (和歌山県防災総合訓練)	県・市町村・防災関係機関・地域住民が一体となった訓練を実施	未定	事業協力	未定
総合防災課	東南海・南海地震避難所体験合宿事業	東南海・南海地震を想定した避難所の疑似体験合宿を実施	未定	事業協力	未定
人事課考査・研修室	職員研修事業 (新規採用職員研修:高齢者擬体験)	新規採用職員を対象とした研修の中で、うらしま太郎の機器(高齢者疑似体験グッズ)を装着し、高齢者の日常を擬似的に体験することにより、高齢者の身になって考える職員を養成	未定	委託	指定
人事課考査・研修室 (NPO協働推進課)	職員研修事業 (NPOボランティア体験研修)	NPO法人に職員を派遣することにより、NPOの理解を深める	未定	事業協力	指定
人事課考査・研修室 (NPO協働推進課)	職員研修事業 (NPOとの協働研修)	NPOとの協働を実施する上で必要な知識・課題等の習得	未定	企画立案	指定

企画総務課	大学等地域貢献促進	県内の高等教育機関、NPO等が連携して行う地域貢献に寄与する取り組みを支援 ○県内の高等教育機関の教員等とNPO等とが協働して実施する地域貢献に寄与する研究や事業を募集・選定した上で支援を行う。	県内で活動しているNPO等の団体	補助	公募
企画総務課	熊野健康村構想推進事業	NPO法人、財団法人、民間事業者(3セク)による連携組織、熊野健康村「癒し・健康サービス産業」協働事業体を実施する健康をテーマとした集客交流サービス事業等に対して補助。	(特活)和歌山観光医療産業創造ネットワーク 特定非営利組織 熊野本宮	事業協力 補助	指定
地域振興課	世界遺産推進 (世界遺産地域支援)	高野・熊野・大辺路の各地域の世界遺産協議会がNPO等民間団体と協働しながら実施する世界遺産の保存と活用に向けた地域活動等に対し、支援する。	未定	企画立案への 参画 事業協力	未定
地域振興課	新大辺路構築	大辺路地域への来訪者の増大を図り、地域の活性化につなげるため、官民協働で組織した「大辺路再生実行委員会」により、大辺路の古道未整備区間を整備するなどし、海岸景観を活かした広域ルートを構築する。	大辺路富田坂クラブ グランドデザイン那智勝浦 大辺路刈り開き隊	企画立案への 参画 実行委員会	指定
人権政策課	人権課題克服のための調査・支援 (就労ナビ事業)	人権課題により就労が実現できない就労困難者等に対し、就労ナビ専門員(NPO団体も想定)がひとりひとりに応じた支援を行うことにより、人権課題を克服し、就労に結びつける。	未定	市町への 補助	
人権施策推進課	人権啓発推進 (ふれあい人権フェスタ)	県内の人権に関わる活動を展開するNPO等民間団体と協働して、人権啓発を目的とするフェスティバルを開催する。 (財)和歌山県人権啓発センターへの委託事業)	未定	事業協力(企画運営会議や出展での参加)	公募
人権施策推進課	人権尊重の社会づくり推進 (民間への人権啓発活動委託)	人権意識の高揚を図るための事業を、NPO等の民間団体に委託して実施する。 (委託費1事業上限500千円)	未定	委託	公募
情報政策課	情報交流センターBig・U 運営管理	地域情報化の拠点として田辺市に整備した県立情報交流センターBig・Uの運営管理に指定管理者制度を導入。 指定管理者の業務 1. 施設維持管理業務 2. 総合窓口業務 3. 施設活用事業実施業務 (指定の期間:H17.1~H19.3)	(特活)和歌山IT教育機構	公の施設の管理 運営	公募
情報政策課	わかやまIT人材アカデミー 推進 (ITキーパーソン育成研修)	IT企業の誘致や地域企業のIT化を促進するため、Big・UにおいてIT企業等の即戦力となる人材育成研修を開催する。 場所:和歌山県立情報交流センターBig・U 時期:平成18年5月以降随時 内容:1日6時間×6日=36時間 (平日コース・週末コース等選択可能)	(特活)和歌山IT教育機構	補助	指定
情報システム課	コンピュータ運営 (セキュリティポリシー策定)	県民の個人情報の漏洩、情報システムの停止による業務の停止等を防ぐため、職員が遵守すべき必要な事項及び個人情報の漏洩等の事故が発生したときの対応方法を文書化し、周知徹底を図る。	(特活)情報セキュリティ研究所	委託	指定

環境生活総務課	STOP温暖化戦略 (地域環境活動保全活動支援事業)	NPOや企業等が行う地球温暖化防止や循環型社会形成のための自主的・積極的な取り組みで、地域の広がりや継続的に期待できる環境保全活動に関する補助	未定	補助	未定
環境生活総務課	温暖化対策に関するパートナーシップ推進 (環境フォーラム実施事業) (地域協議会)	持続可能な社会づくりを実現し、温暖化対策を進めるため、環境フォーラムを開催し、行政・企業・NPO・地域住民のパートナーシップの推進を図る。	未定	委託	未定
循環型社会推進課	風力発電風況調査補助	自然エネルギーの導入を促進するため、風力発電所建設を目指すNPO法人が行う風況調査を支援する。	未定	補助	公募
廃棄物対策課	“きのくに”環境クリーンアップ (不法投棄防止事業)	自治会や商工会、NPO等各種団体に不法投棄の監視パトロールや不法投棄ごみ撤収を委託する市町村(和歌山市を除く。)に対する補助	未定	市町村への補助	未定
県民生活課	消費者安心サポート (①消費生活サポーター養成講座、②消費者啓発講座委託)	①消費生活サポーター養成講座 NPOと協働して、県内4カ所地域で活動している団体等を対象とした講座を開催し、地域での啓発活動を推進 ②消費者啓発講座委託 増加する消費者啓発講座に対応するため、NPOに啓発講座を委託	未定	委託	
県民生活課	和歌山県安全・安心まちづくり推進 (安全・安心まちづくりモデル事業)	学校・通学路の安全対策と繁華街・商店街等での自主防犯活動のモデルとなる事業を公募し、地域における自主防犯活動を促進	未定	委託	公募
県民生活課	日曜日消費生活相談	NPOと協働し、毎週日曜日、消費生活に関する電話相談を実施	未定	委託	
NPO協働推進課	NPO協働モデル事業	行政や地域が抱える課題に対して、NPOと行政が協働事業を実施 ①協働モデルコース NPOから企画提案を公募し、応募があった企画についてNPOと事業課が協議。採択された企画をNPOと事業課協働で実施。 ②出会いのコース NPOとの協働を希望する課と、NPOとの意見交換会開催。両者が協働で企画立案、役割等について検討会議開催すると共に、協働相談会開催。	未定	委託	①公募 ②指定
NPO協働推進課	NPO活動支援地域センター整備事業	NPO活動をサポートする地域の拠点を整備。地域センターを運営する中間支援組織に、3年間限定で支援する。	(特活)ネットワーク紀北	補助	初年度に公募
NPO協働推進課	NPO推進事業	・NPO活動の支援、促進 ・NPO職員研修 ・NPO、市民、行政によるタウンミーティングの開催	未定	委託	指定
NPO協働推進課	NPOサポートセンター運営	NPOサポートセンターの管理運営 ・サポートセンターの窓口業務 ・NPO活動支援業務 ・施設維持管理業務(指定期間:H18.4~H21.3)	(特活)わかやまNPOセンター	公の施設の管理運営	公募

NPO協働推進課	団塊の世代活用	団塊の世代の知識、経験、ネットワークを活かしたNPO活動のモデルとなる取り組みを募集	未定	委託	公募
青少年課	いこうや・くまの！緑の探検隊	子ども達が、高野・熊野地方でホームステイし、自然体験や就業体験、文化交流等を行うことにより、社会性や自主性を養う。 ○緑の探検隊「W・kids(ワカヤマ・キッズ)」の隊員募集(県内外小学5年生～中学3年生100名) ○2泊3日の日程で隊員を受け入れ、自然体験、就業体験、文化交流等の活動を実施することが可能なNPO団体の育成を図る。	未定	委託	公募
青少年課	青年よ！NPOからはじめよう	社会との関わりが希薄な青年を対象にNPO活動への参加を促し、社会性を醸成する。 ○NPO団体への体験入団 ○イベント等の企画立案、運営 ○報告会の実施 ○地域社会活動への参画	未定	委託 企画立案への参画	未定
青少年課	青年長期社会体験活動	ひきこもりなど社会との関連が希薄な青年(高校生年齢相当以上)が社会の中で、自ら行動できるようになるために福祉作業所等での社会体験参加を支援する。 ○支援推進委員会の実施(庁内関係課、NPO団体等) ○社会体験事前判定会、社会体験事後評価委員会の開催 ○県内支援基盤の整備	・(特活)レインボーハウス ・(特活)エルシティオ ・(社福)麦の郷ハートフルハウス	委託 企画立案への参画	指定
男女共生社会推進課	女性への暴力追放支援 (DV被害者支援ボランティア育成講座開催)	DV被害者支援ボランティア育成講座開催	ウイメンズネット・和歌山	委託	指定
男女共生社会推進課	男女共生行政推進事業	県の行事で一時保育を実施	未定	委託	未定
男女共生社会推進課	男女共生社会推進センター運営(りいぶる自主企画事業)	女性団体やグループが実施する女性の交流や社会参画に向けた自主的な企画開催のためにセンターの研修室等会場として提供		公共施設等の提供	
男女共生社会推進課	男女共同参画推進地域プロジェクト(さんかくトーク)	・さんかくトーク 男女共同参画について講話等から問題点を提起しながらグループワーク等により、地域や家庭で今できることを考え、実践に移す機会をつくる。	未定	委託	未定
子育て推進課	母子家庭就業・自立支援 (就業支援講習会)	母子家庭の母等を対象に就業に結びつきやすい就業支援講習会を開催する際の保育サービスを行う。	未定	委託	未定
子育て推進課	母子等福祉推進(日常生活支援)	ひとり親家庭が修学などの自立促進に必要な事由や疫病などの社会的な事由により、一時的に介護、保育のサービスが必要な場合に支援員を派遣する事業	(特活)WACわかやま	委託	指定
子育て推進課	みんなで育む紀州っ子	地域における子育て支援を推進するため、子育てNPOや老人クラブ等地域の団体等と連携し、一時預かり、保育所等の送迎、生活支援の実施や親子が集う場の設置を行う市町村に対し補助を行う事業	未定	市町村への補助	市町村で選定

長寿社会推進課	認知症高齢者地域支援推進事業 (認知症高齢者相談啓発)	認知症高齢者や介護家族に対する精神的な支えとして、認知症介護経験者等による相談窓口、交流会等を開催する。	呆け老人をかかえる家族の会	委託	指定
障害福祉課	身体障害者福祉振興事業 (知的障害者療育事業)	知的障害者の社会参加を促進するため団体が開催する事業に対して補助を行う。	(特活)和歌山県手をつなぐ育成会	補助	指定
障害福祉課	ステップアップ小規模作業所	障害者自立支援法における新たな事業体系もとの事業所へ移行できるよう、自立支援・就労支援等の機能を充実・強化させるための事業を実施する。	(特活)経営指針認証機関	委託	指定
健康対策課	エイズ予防対策 (エイズ対策促進事業)	HIV即日検査(迅速検査)実施時のカウンセリングを行うとともに、保健所職員へのカウンセリング実地研修等を実施。	(特活)HIVと人権情報センター	委託	指定
健康対策課	エイズ予防対策 (エイズ対策促進事業)	エイズカウンセリングに関する委託契約を締結し、患者及びその家族の心のケア等を実施。	(特活)HIVと人権情報センター	委託	指定
健康対策課	エイズ予防対策 (エイズ対策促進事業)	エイズに関する不安、相談に対応するため、夜間電話相談に関する委託契約を行い、不安の解消や正しい知識の普及に努めている。	(特活)HIVと人権情報センター	委託	指定
健康対策課	「社会的ひきこもり」者社会参加促進	NPO等民間団体が実施する『「ひきこもり」者社会参加支援センター(以下「センター」という。)]を指定し、運営費を補助。補助を受けたセンターは、以下の業務を行う。 1. 「ひきこもり」者に対する居場所の提供 2. 「ひきこもり」者及びその家族からの相談 3. 「ひきこもり」者及びその家族への家庭訪問 4. 「ひきこもり」者の就労支援及び修学支援	(特活)エルシティー (特活)ハートツリーハウス	補助	指定
薬務課	薬物乱用対策事業 (夜間における薬物相談電話及び家族教室、休日における薬物乱用防止教室の開催業務委託事業)	薬物の乱用が犯罪であることから、薬物依存者やその家族は相談しにくい状況であるため、気軽に相談できる場所をつくり、依存者の立ち直りを支援する。また、これに伴う相談電話受け手養成講座の一部を薬物乱用防止教室として、県民が参加しやすい休日開催し、薬物についての正しい知識の普及を図る。	和歌山BBS連盟	委託	指定
商工労働総務課	コミュニティビジネスによる商店街・地域創生	コミュニティビジネスを振興し、地域産業の振興、地域密着型サービスの創出、雇用の創出を図るとともに、特に地域の中心地である商店街の活性化を図る手段としてコミュニティビジネス導入を支援する。 ・コミュニティビジネス創業の仕組みづくり ・モデル創出支援	未定	補助	公募
マーケティング企画課	わかやま喜集館機能強化 (物産紹介・展示委託)	東京有楽町にあるアンテナショップ「わかやま喜集館」における県産品の紹介展示業務委託	(特活)ふるさと往来クラブ	委託	指定
観光交流課	新観光推進事業 (NPOとの連携)	不登校児、引きこもりと呼ばれる人たちに自然体験や農林水産漁業体験を通して、意欲の向上と社会参加へのきっかけ作りになるような体験ツアーを、NPOや教育関係者等専門家と連携し、研究・開発する。	未定	観光連盟からの委託	未定
労働企画課	ファミリー・サポート・センター設置促進事業	○ファミリー・サポート・センター設置市町村への運営費補助金の交付 ○センター設置市町村のアドバイザーの研修 ○センター未設置市町村に対する設置促進	(特活)こころからだの総合教育「育夢学園」(橋本市) (特活)南紀こどもステーション(田辺市)	・市町村がセンター運営(NPO法人等に委託可) ・県から市町村に補助	市町村が選定
雇用推進課	障害者就業支援事業	障害のある人の一般就労に際して、ジョブサポーターの派遣及び働く場の企業開拓	未定	委託	未定

農村計画課	中山間ふるさと・水と土保全対策事業 (地域住民活動協働支援)	農地や土地改良施設が持つ多面的な役割を保全するために、住民と都市住民が参画した保全活動を地域住民組織等と県が協働で実施する。	未定	委託	未定
新ふるさと推進課	新ふるさと創り推進	ふるさと回帰運動を促進しているNPO団体との連携により、Uターン希望者に対して情報発信を行う。 (和歌山県が右記法人の団体正会員)	(特活)ふるさと回帰支援センター	事業協力	指定
新ふるさと推進課	「企業の森」育成支援	NPOや企業、労働組合などの民間活力を森林整備に導入し、和歌山の森林環境保全を推進する。	(特活)和歌山野球振興協会・夢クラブ (特活)原風景	事業協力	
林業振興課	「健康・安心」紀州材製品普及促進事業 (木とのふれあい促進事業)	木材の持つ優れた特性や木材の利用意義等についての普及啓発を図るため、シンポジウム等の各種行事の開催、パンフレット等の普及啓発資料の作成・配布を行う。	(特活)みどりと木の文化のまちづくりネットワーク	補助	指定
森林整備課	やすらぎの森創造・体験事業 (根来山げんきの森指定管理者委託料)	平成14年度春に一部オープンした根来山げんきの森を、より多くの県民が活動できるようボラパイター的人材をインストラクターとして活用。また、当該公園の一部に設置済みの「貸し山」制度を拡充し、より多くの県民が森林づくりに参加できる体制を確立する。(指定期間:H18.4~H23.3)	(特活)根来山げんきの森倶楽部	委託 公の施設の管理運営	公募
水産振興課	海の恵みネットワーク	漁業者と他分野の人が、協調して海洋環境保全や水産資源維持増大に取り組む組織づくりをし、アマモ場造成(NPO委託)などに先進的に取り組むことにより、和歌山県のイメージアップを図る。	未定	委託	未定
道路政策課	紀州もてなし街道(仮称)推進支援	地域活動団体として登録したNPOや任意団体と協働して、道路を核とした魅力ある地域づくりを行う。 ・紀州もてなし街道(仮称)を推進する企画(地域活動団体から提案)への補助 ・景観整備事業等へ計画段階からの参画 ・フォーラムの開催等	未定	補助 企画立案への参画 共催・実行委員会 事業協力 情報交換	公募
道路保全課	道路維持事業(道路愛護会事業)	道路の愛護思想を普及してその機能を向上させ、道路等の機能をさまたげるような雑草、ごみ等の障害物の除去につき当該道路等の管理者に協力	道路愛護会(91団体)	事業協力	
道路保全課	紀の国みちの里親	平成17年度から実施していた、歩道・路肩等の清掃、カーブミラー・ガードレール等の清掃、花壇の管理等の美化活動を行う「道路アダプト事業」に、18年度から維持管理の一部を里親(NPO、団体、学校、企業等)との協働により実施してもらい、里親にお願いできない部分は、県が業者等に委託するメニューを追加して「紀の国みちの里親」として行う。	クロガネモチロード小松原ほか2団体を予定	事業協力	指定

道路保全課 河川課	道路・河川の安全確保情報提供事業	公共の安全確保の一環として、道路・河川等の損傷箇所等の情報をNPO法人からいち早く管理者にファックス又は電話で情報提供する。	(特活)セーフティー	事業協力	指定
河川課	ラブリバー	河川愛護思想の普及に努め、河川敷の草刈りや清掃活動を行うことを目的に設立された河川愛護会の活動を支援するために奨励金の交付を行っている。	河川愛護会 339団体 (平成18年1月1日現在)	助成	
河川課	ラブリバー (紀の国かわの里親)	県管理河川において地元自治会、企業、NPOその他民間団体が自主的に実施する環境保全活動(草刈り・清掃・花の栽培等)を支援するため、必要道具の貸与や保険の加入などの措置を行う。	未定	補助	公募
河川課	熊野川河川愛護モニター	熊野川に関連した様々な活動を通して河川愛護思想の普及啓発を行うことにより、熊野川の良好な河川環境の整備と保全を図る。	未定	情報提供	公募
砂防課	紀の国やまの里親事業	地域住民・NPO団体・教育関係者・専門家・田辺市・県等で構成される「君が育てる熊野の森協議会(仮称)」を立上げ、地域に根ざした緑化活動を行う。 (具体内容:種拾い、植樹等)	未定	未定	未定
住宅環境課	手づくりのまちづくり推進モデル事業	広く県民(NPOを含む)から地域の課題解決や活性化の提案を募集し、優れた提案を実現するため住民合意の形成、試験的なイベント開催、現実手法の検討等の具体的活動の実施を提案団体に委託し、行政主導では発想困難、実現困難な課題を県民主導により解決する県民主体のまちづくりを支援する	未定	委託	公募
振興課	和歌山マリーナシティ管理 (デインギーマリーナ管理)	和歌山マリーナ(デインギーマリーナ)の管理運営を公募により決定した指定管理者が実施。指定管理者が行う業務:施設運営管理業務、自主事業等。 (指定期間:H18.4~H21.3)	(特活)和歌山セーリングクラブ	公の施設の管理運営	公募
管理整備課	紀の国うみべの里親事業	(1)海辺で活動する諸団体がネットワークを形成することにより相互の連携を図り、活動に関する情報集約や県民への情報提供・啓発を行う事業に対して助成を行う。 (2)現在十分に活用されていない海浜地について、海辺で活動する諸団体から活動アイデアを募集し、審査のうえ、占用許可を付して事業を実施する。	未定	(1)助成 (2)事業協力	公募
生涯学習課	生涯学習推進の基盤整備 (きのくに県民カレッジ)	人々の生涯にわたる学習活動を支援し、より学びやすい環境を整備するため、NPO等が主催する講座等を取りまとめ、広く情報提供を行う。	未定	事業協力	公募
生涯学習課	生涯学習推進の基盤整備 (ひとづくり・まちづくり支援)	地域の喫緊の課題(世界遺産、環境問題、防災問題、福祉等)に取り組むNPO等の団体に、県教育センター学びの丘及び県立情報交流センターBig・Uを拠点に行う学習会等の活動を支援し、地域全体で課題の共通認識を深めるとともに、その解決に向けた具体的な方策を探る。	未定	企画立案への参画、事業協力、公共施設等の提供、実行委員会	公募
生涯学習課	子ども安全・安心まちづくりわがまち地域資源活用塾 (子ども安心、安全のまちづくり・シニア地域貢献活動支援)	地域で活動するNPOやグループと協働し、住民が持つネットワークを生かして、「子ども安全・安心のまちづくり」をすすめる。また、シニア世代がもつ経験や技能を生かした地域の活性化や新たな地域貢献活動の創出を図るため、NPOやグループから事業企画案を公募し、事業委託する。	未定	企画立案への参画 事業協力 委託	公募

生涯学習課	予算外事業 (地域ふれあい ルームの開設)	公民館をはじめ学校の余裕教室等を活用した 様々な体験活動や地域住民との交流活動の実 施を、NPOをはじめ市町村域に開設の実行委 員会等に委託する	未定	委託	公募
生涯学習課	予算外事業 (地域ふれあい ルームの開設) (スペース“いば しよ。”・スペース ～遊U～の開設)	県内の市町村に開設する「地域ふれあいルー ム」のモデルとして「スペース“いばしよ。”・ス ペース～遊U～」を開設する。	きのくにふれあい子 どもセンター実行委員 会、 スペース～遊U～実 行委員会	委託	指定
生涯学習課	予算外事業 (家庭教育子育 て支援推進) (推進委員会委 員)	家庭教育子育て支援推進事業全般について、 企画・立案・運営等の検討や評価を行う。	未定	企画立案への参 画	指定
生涯学習課	予算外事業 (家庭教育子育 て支援推進) (子育てホットサ ロン等の開設)	家庭教育子育て支援の推進を図るため、様々 な学習機会の提供や親子が集い学び合う居場 所を開設する。	「スペース～遊U～実 行委員会」および市町 村域に開設された実 行委員会等	委託	指定及び公募
生涯学習課	予算外事業 (地域ボランテ ィア活動推進)	地域資源を活用した地域ふれあい活動(地域ボ ランティア活動)の全県展開を推進し、地域の教 育力の再生を図る。	市町村域に開設され た実行委員会等	委託	公募
生涯学習課	人権教育総合推 進 (人権学習ファ シリテータース キルアップ講座)	人権学習を参加体験型で行うファシリテーター を養成する。	じんけん楽習塾	企画立案に参画 講師依頼	指定
生涯学習課	人権教育総合推 進 (障害者教育講 座)	障害者の社会参加と生涯学習を支援するため に、和歌山県身体障害者連盟、和歌山県視覚 障害者福祉協会、和歌山県聴覚障害者協会に 事業委託し、「障害者教育講座」を開設する。	和歌山県身体障害者 連盟、和歌山県視覚 障害者福祉協会、和 歌山県聴覚障害者協 会	委託	指定
生涯学習課	家庭教育支援ル ネサンス事業	紀北・紀南の2箇所、行政とNPO及び家庭教 育インストラクターとの共同企画による家庭教 育支援のための意識啓発・モデル事業等を実施し、県民 に家庭教育の重要性をアピールすると共に、各 地域でインストラクターが指導者として活動する機会 や場を広げる。	未定	企画立案への参 画	未定
小中学校課	子どもセーフ ティ	通学路の安全を確保するための一斉指導や啓 発活動、地域ボランティアの育成等により、子 どもの安全を守る。	未定	事業協力	未定
健康体育課	高校生防災ボ ランティアスク ール	被災時に防災ボランティアとして活動するた めに必要な基礎知識、実践的な知識、技術を習得 させる。	日本災害救援ボラン ティアネットワーク	事業協力	指定
健康体育課	平成18年度全 国高等学校総合 体育大会和歌山 県実行委員会	近畿ブロックで開催するインターハイ(高等学 校総合体育大会)のヨット競技、相撲競技を本県 において担当する。	和歌山サーリングク ラブ	事業協力	指定
警察本部 警察相談課	犯罪被害者対策	犯罪等の被害者やその家族の精神的、経済 的な被害を軽減するための支援活動 ・ 電話相談等 ・ 相談員養成講座	(特活)紀の国被害者 支援センター	補助	指定
警察本部 生活安全企画課	生活安全活動 (地域安全活動推 進事業)	県民生活の平穏を保持するためには、住民・ 企業・自治体が互いに連携して、きめ細やかな 地域安全活動を展開し、「自主防犯意識の高揚」 並びに「犯罪の起こりにくい環境づくり」を推 進していくことが重要であり、ボランティアでこれら 地域安全活動を推進、指導している「地域安全指 導員」の活動に対し補助を行うもの。	地域安全推進委員 会	補助	指定

(3) 協働において想定される各種様式

(3) — 1 委 託 契 約 書 (例)

和歌山県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、△△△△△業務委託について、次のとおり委託契約を締結する。

(委託業務)

第1条 甲は、△△△△△業務（別添仕様書のとおり。以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

(履行期限)

第2条 乙は、委託業務を契約締結日から平成〇〇年〇月〇〇日までの間に実施するものとする。

(処理の方法)

第3条 乙は、委託業務を別添の仕様書に記載された内容に従って処理しなければならない。

(委託費)

第4条 甲は、委託業務に要する経費（以下「委託費」という。）として金□□□、□□□円（消費税及び地方消費税を含む。）を乙に支払うものとする。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、免除する。

(検査及び引き渡し)

第6条 乙は、委託業務を完了したときは、その事業の成果を記載した委託業務実績報告書を3部甲に提出するものとする。

(確認等)

第7条 甲は、乙から委託業務実績報告書の提出を受けたときは、これを検査し、適当と認めるときは当該報告書の引渡しを受けるものとする。

2 甲は、前項の検査の結果不相当と認めるときは、乙に委託業務のやり直し等を命じることができるものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

(事業評価)

第8条 委託業務の完了後、甲乙双方による事業評価を行うこととし、その評価結果については公表するものとする。

(委託費の支払)

第9条 乙は、委託業務実績報告書を甲に引き渡したときは、甲に対して委託費の支払請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項の適法な支払請求書の提出があったときは、その日から30日以内に委託費を乙に支払うものとする。

3 甲は、その責めに帰する理由により業務完了後に支払う委託費の支払が遅れたときは、当該未払額につきその遅延日数に応じ、年3.60パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

(委託費の前金払)

第10条 前条の規定にかかわらず、甲は、この契約の締結後、必要と認めるときは、乙の請求に基づき、委託費の総額を限度として、委託費の前金払をすることができる。

2 乙は、前項の規定に基づく前金払を受けようとするときは、その理由を記載した書面を添付して甲に請求するものとする。

(調査等)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、委託業務の実施状況、委託費の用途その他必要な事項について報告を求めることができる。

(委託業務の内容の変更)

第12条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託費又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(履行遅滞等)

第13条 乙は、履行期限までに委託業務を完了することが困難となったときは、甲に対して遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は甲乙協議して定めるものとする。

2 乙は、前項の場合において、その理由が乙の責めに帰するものであるときは、委託費につきその延長日数に応じ、年5.0パーセントの割合で計算して得た額の違約金を甲に支払わなければならない。

(再委託等の禁止)

第14条 乙は、委託業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(甲の解除権)

第15条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。

(2) 乙がこの契約後相当期間経過しても委託業務に着手しないとき又は履行期限までにこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 乙から次条の規定による事情によらないで契約解除の申出があったとき。

2 甲は、前項の規定により、この契約を解除した場合は、委託費を支払わない、又は既に支払った委託費の一部又は全部を返還させることができる。

(委託業務の中止)

第16条 乙は、天災地変その他やむを得ない事情により委託業務の遂行が困難となったときは、委託業務中止(廃止)申出書を甲に提出し、甲と協議の上、この契約を解除し、又はこの契約の一部の変更を行うものとする。

(損害賠償)

第17条 乙は、その責めに帰する理由により、委託業務の実施に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持等)

第18条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。・・・・(業務内容によって必要な場合)

(書類の整備)

第19条 乙は、委託業務に係る経費について、帳簿を備え、収入及び支出の額を記載し、その出納を明らかにしておかななければならない。

2 乙は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証拠書類を委託業務の完了の年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第20条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項で必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証としてこの証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 和歌山県知事 印

乙 (住所)
(団体名)
(代表者氏名) 印

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その目的を明示した上で本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(安全確保の措置)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、この事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならないこと又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(事故報告)

第10 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(調査)

第11 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができるものとする。

業 務 委 託 仕 様 書

1 業務の名称

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

2 目的

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ . . .
. を図る

3 業務概要

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○のもと、次に掲げる業務を行うこととする。
なお、その業務の詳細は別添企画提案書記載のとおりとする。

- (1)
- (2)
- (3)

4 業務委託の内容

業務概要に則した事業の実施・運営

5 業務委託に含まれる経費

- (1)
- (2)
- (3)

6 成果品

下記に掲げるものを○○○課へ○月○日までに納品することとする。

- (1) ○○○○○○ 部
- (2)
- (3)

7 その他

〇〇〇に関する協定書（事業協定書）

（目的）

第1条 この協定は、〇〇〇（以下「甲」という。）と和歌山県（以下「乙という。」）の間で〇〇〇に関して必要な事項を定めるものとする。

（業務分担）

第2条 甲及び乙の業務分担は、次のとおりとする。

（1） 甲の業務分担

ア・・・・・・・・・・・・・・・・

イ・・・・・・・・・・・・・・・・

（2） 乙の業務分担

ア・・・・・・・・・・・・・・・・

イ・・・・・・・・・・・・・・・・

（経費負担）

第3条 甲及び乙は、第2条の業務分担にかかる経費の負担については、別途協議するものとする。

（活動計画）

第4条 甲及び乙は、毎年度協議して年間の活動計画を作成する。

（事業報告）

第5条 甲及び乙は、毎年度末、協議して事業報告書を作成する。

（甲の責務）

第6条 甲は、・・・・・・・・・・・・・・・・。

（乙の責務）

第7条 乙は、・・・・・・・・・・・・・・・・。

（協定の有効期間）

第8条 協定の有効期間は、平成〇年〇月〇日までとする。

（疑義の発生）

第9条 甲は、その活動に際し、疑義が生じたときは、乙と協議する。

（協定書）

第10条 甲と乙は、双方この協定書に署名、捺印のうえ、それぞれ各1通を保管する。

平成〇年〇月〇日

甲 （住所）
（団体名）
（代表者名） 印

乙 和歌山県知事 印

(3) - 4 『わかやまNPO協働モデル事業』 募集要項

1 目的

和歌山県では、県民が自らすすんで社会貢献活動を行っているNPO（民間の非営利団体：特定非営利活動法人、営利を目的としない社会的・公益的な活動を行う市民活動団体、ボランティア団体等）との協働を推進することにより、県民と一緒に魅力ある地域社会づくりをめざしています。

この度、県で現在抱えている行政課題の解決を図るため、NPOの特長を生かした企画提案を広く募集します。NPOと県が協働で事業を実施することにより、NPOと行政が同じ目的を共有し、達成することで、和歌山における「協働のモデル」を構築することを目的とします。

2 募集する企画提案

県から提示する課題テーマを解決するための企画を提案してください。NPOの特長を活かした柔軟な発想による企画を期待します。

★対象となる事業

- ☆ 提示したテーマ（別紙※省略）に則している事業
- ☆ 県の施策に則した事業で、NPO、行政が単独で行うよりも協働することでより大きな事業効果が期待でき、今後のモデルとなるもの
- ☆ 県内において実施するもの
- ☆ 事業の受益者が特定少数の者に限定されず、広く県民に還元される公益性のあるもの
- ☆ 事業が、事業委託契約締結の日（平成〇〇年〇月頃）から平成〇〇年〇月上旬の間で実施できるもの。

★次の事業は除きます。

- ・ 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- ・ 地区住民の交流事業などの親睦会的なイベント事業等（町内の祭り、芸能大会など）
- ・ 国、他の地方自治体及び助成団体等から助成をすでに受けているもの、及び受ける予定のもの
- ・ 政治、宗教、営利を目的とした事業

3 応募資格

- ① 和歌山県内に事務局のあるNPO
特定非営利活動法人（NPO法人）及び非営利の社会貢献活動を行う市民活動団体（ボランティア団体等、法人格を持たない団体を含む。）
- ② 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- ③ 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦・支持・反対することを目的とした団体でないこと。
- ④ 暴力団でないこと。暴力団若しくは暴力団員等の統制の下にある団体でないこと。
- ⑤ 1団体につきいずれかのテーマ1件のみの応募とします。

4 提出書類

応募するには次の書類が必要です。

- ① 申込書（様式1号）
- ② 企画提案書（様式2号）

5 応募期間

平成〇〇年〇月〇日（〇）～ 〇月〇日（〇）必着

6 応募方法

所定の申込用紙に必要事項を記入のうえ、下記まで。

郵送・持参とも 県庁NPO協働推進課 協働推進班

なお、提出いただいた書類は、お返しいたしませんのでご了承ください。

7 企画提案選定方法

- ① 選定会議を設置して、企画提案を審査し、委託事業を選考します。
- ② 審査は第1次審査（書類審査）と第2次審査（プレゼンテーション）を行います。
- ③ 選考基準に基づき選定会議で県と協働する事業を選考します。
- ④ 選考した企画提案を提案した団体に、予算の範囲内で当該事業を委託します。

8 契約期間

契約締結の日（平成〇年〇月頃）から平成〇年〇月上旬までの期間のうち、事業実施に必要な期間。

9 契約方法

委託契約は、和歌山県財務規則等の関係法令の規定に基づき行います。

10 委託額

1件につき〇〇〇万円（消費税及び地方消費税を含む。）を限度とします。

11 選定基準

県が設置する各審査員が以下の項目を重視し、審査の基準とします。

- ① 企画力・・・先進性、先駆性、独創性など優れた内容が認められ、訴求力のある提案であること
- ② 公益性・・・県の施策にふさわしいこと（社会的課題をふまえ必要性、緊急性の高いもの）、受益者が特定の者に限定されず広く県民に還元されるもの
- ③ 実行性・・・提案した事業を遂行できる組織体制と運営基盤があること、実行可能な方法、計画、予算で立案されているもの
- ④ 費用対効果・・・行政が実施するより低予算で実施できるもの、あるいは同程度の予算であっても、専門性、当事者性、県民参加の面で優れているもの
- ⑤ 効果波及性・・・事業成果が明確であり、成果が広く県民に還元されるなど波及効果があるもの

12 実績報告

事業委託団体には平成〇年〇月に実施する協働成果報告会への出席と事業の報告書を提出していただくことが義務となります。

13 その他

- ・ 応募書類の作成、提出、担当課との協議・審査会・事業報告会への出席に要する費用はすべて応募者の負担とします。
- ・ 提出いただいた書類はお返しいたしません。
- ・ この事業は「県とNPOとの協働モデル事業」として位置づけているため、今後の協働の参考として、採択された団体については、団体名、代表者名、団体の所在地（市町村名のみ）、事業内容を公開しますのでご了承願います。
- ・ 事業委託は、本来、行政（県）が行うべき公益性の高い事業を、行政以外に任せることをいいます。直接的な収益を見込んだ事業は対象外です。
- ・ 和歌山県からの委託事業として実施されるため、事業内容について、県と協議のうえ調整が求められる場合があります。
- ・ 第1次審査の結果は〇月〇旬に通知します。また2次審査は、〇月〇日（〇）を予定しています。

14 提出先（問い合わせ先）

〒640-8585

和歌山県庁 NPO協働推進課

電話 073(441)2053 FAX:073(433)1771

テーマに関する質問、疑問などは、直接別紙の県庁関係課へお気軽にお問い合わせください。

平成〇〇年度『わかやまNPO協働モデル事業』申込書

《テーマ番号 _____ 》

平成 年 月 日

(ふりがな) 団体名	
(ふりがな) 代表者氏名	
団体所在地	
昼間連絡先	電話 _____ FAX _____ メールアドレス _____ 氏名（*代表者と異なる場合のみ記入してください。）
会員数	
団体の概要 （設立の経緯・これまでの活動状況について記載して下さい。） ----- ----- ----- ----- -----	

【応募の動機】(どのような思いで応募されましたか。)

平成〇〇年度『わかやまNPO協働モデル事業』企画提案書

【企画提案の総括】

事業の名称	
実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
見積金額	円

【企画提案の概要】

1. 企画の趣旨

2. 具体的な内容（場所、対象、内容など）

3. 事業の効果・公益性（期待できる効果、社会に与える利益など）

【事業に必要な経費】

費 目	支 出 内 訳	金 額 (円)
人件費		
講師謝金		
交通費		
印刷製本費		
消耗品費		
通信運搬費		
使用賃借料		
保険料		
その他		
合 計		円

* 提出書類の記入について（よくお読みください。）

① 申込書（様式1号）

1 応募するテーマ番号を記入してください。

（応募できる企画提案は、1団体につき1テーマのみとします。）

2 団体名・代表者氏名にはふりがなを記入してください。

3 連絡先は、昼間に連絡可能な電話番号等を記入してください。

団体代表者と異なる場合は、氏名もあわせて記入してください。

4 団体の概要は、設立の経緯や活動内容・目的、これまでの事業実績等をできるだけ詳しく記載してください。また、団体の概要がわかる資料等（会則・規約・役員名簿・活動状況等）がありましたら参考までに添付してください。

② 企画提案書（様式2号）

1 企画内容について、趣旨、事業の効果、事業の公益性について記載してください。

2 各欄に記載しきれない場合は、別紙（A4サイズ）添付により適時作成してください。

3 費目・支出内訳（積算根拠）・金額欄には、下記の例を参考にくわしく記入してください。

費目	内訳
人件費	事業実施に必要なスタッフの人件費
講師謝金	講師・指導者・協力者の謝礼金等（単価は社会常識の範囲内）
交通費	集合・解散場所から現地までの交通費、宿泊料、日当等 公共交通機関を利用する場合は実費 自動車を利用する場合は、20円/kmで積算してください。
印刷製本費	事業広告用チラシ・報告書などの印刷費、コピー代等
消耗品費	文房具等の事務用品
通信運搬費	郵送代、宅配便等などの運搬費用
使用賃借料	会場借り上げ料、機器使用料等
保険料	事業対象者に対する傷害保険料等
その他	上記以外の経費で、事業実施に特に必要と認められる経費 （備品を購入する費用は対象外です。）

あくまでも事業を実施するために直接必要な経費であり、事業実施に関係のない費用や団体そのものの運営経費は対象となりません。

4 応募できる企画提案は、1団体につき1テーマのみの応募とします。

(3) - 5 『わかやまNPO協働モデル事業』選定要項

1 目的

この要項は、「わかやまNPO協働モデル事業」募集要項（以下「募集要項」という。）により応募のあった企画提案の選定について必要な事項を定めることを目的とする。

2 選定業務

選定に係る業務は、応募のあった企画提案について「わかやまNPO協働モデル事業」選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

3 選定委員会

選定委員会の組織・運営については次のとおりとする。

(1) 選定委員会は、下記の〇名で構成する。

- ・〇〇〇〇〇〇〇
- ・〇〇〇〇〇〇〇
- ・〇〇〇〇〇〇〇
- ・〇〇〇〇〇〇〇
- ・

(2) 選定委員会に委員長1名を置く。

(3) 委員長は、委員の互選により決定する。

(4) 委員長は、選定会議を総括する。

(5) 選定委員会は委員長が招集する。

(6) 選定委員会には、必要に応じ、事案に関係する者を出席させることができる。

(7) 応募のあった企画提案について、特別の利害関係を有する委員は、その企画提案の審査には加わることはできないものとする。

(8) 選定委員会の庶務はNPO協働推進課が行うものとする。

(9) その他、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

4 選定方法

応募のあった企画提案のうち、募集要項に定める要件を満たすものについて、選定委員会において次のとおり審査を行う。

(1) 第一次審査

NPOから応募のあった「企画提案書」及び応募後提出されたテーマの関係課とNPOとの間で協議をした「協議報告書」を基に、「審査表」により各委員の採点した総合計得点の高いものについて、書類審査（協議）を行うものとする。

(2) 第二次審査

第一次審査を通過した企画提案について、提案者からプレゼンテーションを受けるとともに、関係課の意見を聞いたうえで、「審査表」により各委員の採点した総合計得点を算出し選定を行う。

第二次審査において、予算の範囲内で選定した企画提案について最終決定することとする。

(3) 選定の結果、経費に残額が生じ、かつその金額が次に選定すべき企画提案の見積額に満たない場合は、審査委員の協議により決定する。

5 選定基準

選定の基準は次のとおりとする。

- ① 公益性
- ② 企画力
- ③ 実行性
- ④ 費用対効果
- ⑤ 効果波及性

選定基準	採点のポイント
公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の施策にふさわしいこと（社会的課題をふまえ必要性、緊急性の高いもの） ・ 受益者が特定の者に限定されず広く県民に還元されるもの
企画力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政を越える先進性、先駆性のあるもの
実行性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案した事業を遂行できる組織態勢と運営基盤があること ・ 実行可能な方法、計画、予算で立案されているもの
費用対効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政が実施するよりも低予算で実施できるもの ・ 行政と同程度の予算であっても、専門性、当事者性、県民参加の面で優れているもの
効果波及性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業成果が広く県民に還元される波及効果があるもの

各審査委員が上記基準に基づいて、企画提案別に5段階評価で採点し、委員の総合得点をもって決定する。

「審査表」

委員氏名

番号	団体名	事業名	事業概要	見積額	委託額	公益性	企画力	実行性	費用対効果	効果波及性	合計	備考

選定基準（点数）以外で、事業に対する意見等があれば審査表右端の備考欄に記入すること。

（点数の目安）

点数	公益性	企画力	実行性	費用対効果	効果波及性
5点	非常に公益性がある	非常に企画力がある	確実に遂行が期待できる	非常に費用対効果がある	非常に効果波及性がある
4点	かなり公益性がある	かなり企画力がある	かなり遂行が期待できる	かなり費用対効果がある	かなり効果波及性がある
3点	やや公益性がある	やや企画力がある	一定の遂行が期待できる	やや費用対効果がある	やや効果波及性がある
2点	あまり公益性がない	あまり企画力がない	あまり遂行が期待できない	あまり費用対効果がない	あまり効果波及性がない
1点	公益性がない	企画力がない	遂行が期待できない	費用対効果がない	効果波及性がない

(3) - 6 『わかやまNPO協働モデル事業』選定委員公募要領

(趣旨)

第1 この要領は、わかやまNPO協働モデル事業選定委員（以下「委員」という。）の公募に関し必要な事項を定める。

(募集人員)

第2 公募による委員は、〇人とする。

(応募の資格)

第3 応募の資格は、平成〇〇年〇月〇日現在満〇〇歳以上で県内在住又は在勤若しくは在学する者で、現在NPO活動を行っている者、あるいはNPO活動に関心がある者とする。

ただし、次の者は除く。

- 1 国又は地方公共団体の議員及び職員
- 2 県の非常勤職員、賃金支弁職員及び外郭団体職員
- 3 わかやまNPO協働モデル事業に応募予定の団体と利害関係を有する者

(公募方法)

第4 委員の公募に当たっては、次の書類を求めるものとする。

- 1 わかやまNPO協働モデル事業選定委員申込書
- 2 NPOと行政の協働に関する小論文
 - (1) テーマ「××××××××××」
 - (2) 字数 〇〇〇字程度

(委員の選考)

第5 委員の選考に当たり、わかやまNPO協働モデル事業公募委員選考会議（以下「選考会議」という。）を設置し、提出された申込書及び小論文により選考する。

- 1 選考会議は、次の者をもって構成する。
 - (1) 〇〇〇〇〇〇〇〇
 - (2) 〇〇〇〇〇〇〇〇
 - (3) 〇〇〇〇〇〇〇〇
 - (4) 〇〇〇〇〇〇〇〇
- 2 選考会議は、〇〇〇〇〇〇〇〇が招集する。
- 3 選考会議に議長1名を置く。
- 4 議長は、会議出席者の互選によって決定する。
- 4 選考結果は、全応募者に通知する。
- 5 選考会議の庶務は、環境生活部共生推進局NPO協働推進課において行う。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、わかやまNPO協働モデル事業公募委員選考に関して必要な事項は、選考会議において定める。

附 則

この要領は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

(4) 和歌山県のNPO法人一覧表

平成18年3月末現在

※別ファイルのため省略しています。

なお、和歌山県のNPO法人一覧は「わかやまNPO広場」のホームページで検索できます。

■参考文献

・大阪府NPO活動活性化指針	大阪府	平成12年4月
・NPOとの協働を進めるためのガイドライン	大阪府	平成13年9月
・NPO協働マニュアル	大阪府	平成15年3月
・NPOと行政の協働の手引き	(社福)大阪ボランティア協会	平成15年1月
・和歌山県NPO推進員学習会レジュメ	(特活)市民活動情報センター	平成16年5月
・社会貢献活動団体との協働マニュアル	東京都	平成14年3月
・NPOとの協働・初めの一步	埼玉県	平成15年3月
・千葉県パートナーシップマニュアル	千葉県	平成16年2月

NPOとの協働推進ガイドライン

～行政職員のためのNPOとの協働推進の手引き～

平成16年9月策定

平成18年3月改訂

和歌山県NPO推進庁内連絡協議会（会長 副知事 小左田 昌計）

○事務局

和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課

〒640-8585 和歌山市小松原通り1-1

TEL 073-441-2053

FAX 073-433-1771

ホームページ <http://www.wakayamaka-ngo.jp>